

平成27年第4回東大和市議会定例会会議録第25号

平成27年12月2日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 関田新一君
主事 須藤孝桜君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	北田和雄君	総務部参事	鈴木俊雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	産業振興課長	乙幡正喜君
子育て支援課長	高橋宏之君	市民生活課長	田村美砂君
福祉推進課長	尾又斉夫君	障害福祉課長	小川則之君

健康課長 志村明子君
環境部副参事 長瀬正人君
建築課長 中橋健君
社会教育課長 村上敏彰君

ごみ対策課長 松本幹男君
土木課長 寺島由紀夫君
学校教育部
副参事 小坂橋悦子君
中央公民館長 尾又恵子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。平成27年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

まず1番といたしまして、食を通じた高齢者や子供の居場所づくりについてお伺いをいたします。

①といたしまして、ひとり暮らしの高齢者や学校が休みの子供が1人で食事をするものの弊害について、市内の現状を踏まえ、市としてどのような認識を持ち、課題をどのように捉えているか。

②といたしまして、高齢者の方の食事会や、子ども食堂などの機会をふやすため、市としてのサポート体制の充実に取り組むに当たっての課題と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に2番といたしまして、成人歯科検診の充実についてお伺いいたします。

①といたしまして、口腔内の健康を保つことの意味について市の認識は。

②といたしまして、成人歯科検診の現状と課題、今後の取り組みについてをお伺いいたします。

次に3番といたしまして、カラーリボン運動実施についてお伺いいたします。

①といたしまして、カラーリボン運動を実施することでの各種検診受診率の向上につなげてはどうかをお伺いいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、ひとり暮らしの高齢者や子供が1人で食事をする弊害についての認識と課題についてであります。御本人の意思とは別に孤独に食事をする、いわゆる孤食につきましては、食事の質や量の低下による栄養不足、体調不良などの身体面や孤立感、孤独感による精神面に影響を及ぼすものと認識しております。課題につきましては、今後さらなる高齢化の進展によるひとり暮らし高齢者の増加や、家族関係の多様化等による子供の食環境の変化を注視していく必要があると考えております。

次に、高齢者や子供の食事の機会をふやすためのサポート体制の課題と取り組みについてであります。現在高齢者の食を通じた居場所づくりの活動につきましては、老人クラブの活動や社会福祉協議会のサロン活動などの中で行われております。課題につきましては、これらの活動に参加していない高齢者の方々に対する活

動の周知や場の拡充であると考えております。今後これらの活動の場につきまして、さらに周知していくとともに、市内の関係団体との連携を図り、拡充のための方策等を検討してまいりたいと考えております。子供の食事につきましては、子ども家庭支援センターで実施しておりますレクリエーション事業の中で、児童の状況把握を行っております。このほか南街地域におきましては、地域の団体が子供とその保護者等を対象に、こども食堂を実施しております。今後につきましては、地域の団体等とも連携を図る中で、食を通じた居場所づくりの活動がふえるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、口腔内の健康を保つことについてであります。歯と口腔の健康は心身の健康の保持・増進及び生活の質の向上に寄与しております。生活習慣病の重症化予防につながるものと認識しております。

次に、成人歯科検診についてであります。現在市では健康増進法に基づく歯周疾患検診を実施しております。市民の皆様が歯周疾患を初めとした歯と口腔に関する正しい知識を習得され、口腔の健康を維持できるための取り組みを促すことが課題であると考えております。今後の取り組みにつきましては、歯科医師会と連携を図りながら、具体的な方法等を検討してまいりたいと考えております。

次に、カラーリボン運動の実施と検診受診率の向上についてであります。カラーリボン運動のうち、ピンクリボンは乳がんの早期発見に関するものとして、全国的に認知され運動が展開されております。市では、ピンクリボンのマークを用いた啓発物品等を配布し、乳がん検診の普及啓発を行っております。その他のカラーリボンの運動につきましては、まだ市民の皆様の認知度が低いと考えられますことから、検診の取り組みなどとあわせての啓発を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず市内の単身のひとり暮らしの高齢者の現状と、それから高齢者が先ほどお話ありました孤独の「孤」と書いて「孤食」ですね。孤食をすることの弊害と課題等について教えていただけますでしょうか。どのような認識を持っているか教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず市内における高齢者世帯の状況でございますけれども、平成27年11月1日、直近の状況でございます。65歳以上の方を含む世帯数が1万4,491世帯、このうち65歳以上の単身世帯が5,484世帯、内訳でございますけれども、単身の男性が1,700世帯、単身の女性の世帯が3,784世帯となっております。ただし、この数字でございますけれども、住民基本台帳上の数字でございますので、世帯分離を行っている方、あるいは施設に入っている方についてもカウントされてございますので、実際はこれを下回るというふうに考えてございます。

なお、参考でございますけれども、当市の第6期介護事業計画におけます東京都の世帯数の予測の推計からいたしました当市の65歳以上の単身世帯数でございますけれども、約4,600世帯というふうになってございます。

続いて、高齢者が孤食することの弊害という中の詳細でございますけれども、1人で食事をする孤食によって食の基本である主食、主菜等のそろった食事のバランスが悪くなるということで、低栄養状態を招きやすくなると。こういうことで、タンパク質の不足等で体をつくるもとになる栄養素が不足をして、筋肉や血管が弱ってきたり、あるいは転倒や骨折を起こしやすくなると。また、脳出血、免疫力が落ちることで肺炎等の感染症のリスクも高まっていくというふうに言われてございます。

また一方、孤食によって楽しいとか、おいしいとか感じる満足度が低下してくることによって、生活の張りというか、食生活に対する意欲の低下を招く等の悪循環になるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 高齢者の件、ありがとうございました。

続いて、子供に関するほうをちょっとお伺いいたします。

子供が孤食をすることの今の市内の現状と課題等含めて、市が捉えております問題点と認識を、まず教えていただけますでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市内の子供たちの孤食の現状につきましては、把握はできていないところでございます。共働き家庭やひとり親家庭などで孤食、1人で食事をしている状況につきましては、把握してないというところがございますけれども、塾通いで食事が家族で合わないとか、それからひとり親家庭で親の方が帰ってくるのが遅いとか、さらには塾通いなどもあるかと思えますけれども、子供だけで食事を済ませたり、コンビニ弁当とか菓子パンで夕食を済ますというような家庭もあるということは、承知しているところでございます。先ほども高齢のほうでも、お話しございましたけれども、1人で食べる食事は適正なバランスとか、量になっているとか、また孤独感を感じて食べる食事の味気なさは容易に想像できるところでございます。今後食生活におけますさまざまな視点にたった支援、例えば多くの方と食べる機会を設ける等の、そういうような支援につきましては、必要になってくるものと考えているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。今高齢者と子供ということでお伺いをしました。

高齢者に関していえば、今参事のほうからお話がありましたが、まず一番基本となる食事が楽しい、おいしいと感じる、当然満足度が低くなる。当然1人で食事をすれば、そこまで当然誰かに食べてもらうという楽しみもありませんから、せつかくの食事という機会が楽しみが減って、ただただ何か突っ込んでいるというような状態で、一番大事な部分である食というものが、非常に失われているという現実が恐らくあるというふうに思います。

また、当然外出の機会や仲間の交流、コミュニケーションがなければ社会参加、そういったものとの遠ざかりが出てきますので、さまざまな弊害がある。また、食育の観点でいえば、主菜、副菜そろった食事のバランスが当然悪くなるということで、私も夜遅くスーパーに行くこともよくあるんですが、ひとり暮らしの高齢者の方、大体地元であればよく知っていますので、当然ある時間からお惣菜が下がりますので、非常にいつも買われているのを見ると、当然この景気が悪いという時代の中で、食費に充てられるお金の部分が少ないということの事情もあるんでしょうけれども、当然主菜だ、副菜だ、それから主食のことを含めて、余りバランスのいい状態ではないなということは、非常に目に当たる昨今であるなというふうな認識はしております。その中で、そういった高齢者にとっては、外に出る機会をつくる意味での高齢者の食事会であったり、それから貧困と言われる子供たちの時代の中で、夏休み等明ければ少しやせてしまう子供が例えばいたり、児童館のお話しさせていただいたときには現実問題として、まだこういう時代なんですけれども、お弁当等がなかったり、朝食べてこないで児童館があく前から、もう並んで待っている子がいたりだとか、そういう現実がある中で、少しでもサポートできる体制を市民の方が、さまざまな動きを見せていただいているということの事実は、役所としてもいろいろ把握していただいているんだなというふうな認識は当然あると思うのですが、まず近隣自治体における、我が市の取り組みをまず一つお話をさせていただいて、まず高齢者の食事という面でお話をお伺

いたいたいんですが、我が市が取り組んでいる、そういった今前段階で触れさせていただいたことを踏まえて、高齢者の食事会というものは、どのような取り組みが今されているのかということ、まず高齢者のほうでお問い合わせをさせていただいてもよろしいですか。あと近隣自治体の情報がもしあれば、どういった取り組みをされているか教えていただければと思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） まず1点目の当市の取り組みというところでございますけれども、直接孤食の解消に向けて実施をしている食事会というものについては、現在は実施してございません。課題としまして、今後他市の先進事例等を参考にしながら、実施できる取り組みについて研究をしてみたいというふうに考えてございます。

次に、近隣自治体の食事会の実情でございますけれども、現在26市中7市で実施してございます。武蔵野、三鷹、調布、国分寺、狛江、多摩、羽村、以上の7市で実施しているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

続きまして、子供の先ほどお話ししたさまざまな弊害がある中で、子供の孤食をすることの弊害を取り除くような取り組みを、さまざまな市民の方が取り組んでいるということで、各近隣自治体も含めて、また我が自治体の中でも取り組みを始めていただいたところもあるというふうに認識をしておりますが、今まで市として取り組んでいることがあれば、それをまずお伝えしていただきたいのと、近隣自治体も含めて、子供の孤食を解消するような、いわゆる子ども食堂という取り組みが今始まっておりますけれども、そういったことも含めて、情報があれば教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長（高橋宏之君） 食育の観点から見て、子供が1人で食事をするための弊害と取り組みについてでございます。

この時期は、まず身長や体重などが著しく発達するため、それに必要なエネルギーや栄養の摂取が必要であり、またその発達や社会性の習得の重要な時期であるというふうに考えております。この時期に、コンビニ弁当や菓子パン、スナック菓子などで食事を済ませる孤食の習慣化することは、身体的、心理的、健康的にも大きな影響があるというふうに考えております。

また、朝食をとらない誤ったダイエットによる健康問題や偏った食生活は、若年期の生活習慣病の発症などの問題もございます。そこで、このような課題に取り組むため、市では食育ガイドラインを策定し、次代を担う子供たちの健全な心と身体を培うために、知育、徳育、体育の基礎となる食育教育を推進しているところでございます。

また、当市の状況でございますが、当市では現在南郷地区におきまして、食を通じた地域貢献を目的として南親会が結成されまして、そこで南郷子ども食堂というのが開設されているところでございます。

そして、近隣の状況でございます。

都内の状況を調べたところでございますが、大田区、豊島区、練馬区、荒川区、調布市、練馬区もう1件ですね。それと、八王子市、西東京市などでも子ども食堂が開催されているところでございます。各地で実施されている子ども食堂の目的でございますが、そこに集まって食事をする中で、周囲や地域が子供や、その親が抱える問題の実情を知ることができる。学習支援や話し相手にもなれる。近所の方々がつくる料理を子供たちが手伝い、でき上がった料理が並べられた食卓をみんなでにぎやかに囲むことが大切である。事情のある親にとって、自身の息抜きになる。親子の孤立防止につながるということで、実施されていると伺っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。今幾つか他の自治体のお話をお伺いさせていただきました。

高齢者の食事会に関しては、東大和市では余りほかの自治体でいろいろな保健所の関係の難しさも恐らくあるんだろうなということは伺ってはいるんですが、実は高齢者の食事会、それから今南街さんが行っている子ども食堂、今数を上げていただいた感じでいくと、なかなか各自治体、市民の皆さんのお力で進めていただいているということが、非常に大きいなというふうに思っているんですが、実はまた新しい団体が、実は高齢者の食事会に関しては、ずっと取り組みたいということで、お考えを持っている団体も実は幾つかある中で、またあわせて今回子ども食堂ということで、今の時代だからこそ出てきたような取り組みなのかなということなんです、昼間は高齢者の食事会をして、夜は夕方から南親会さんも5時から7時とか、7時半ぐらい、たしか月2回やっていると思うんですけども、あのような取り組み、今新青梅から南部は南親会さんがカバーしていただいていますので、北側で取り組みをしたいという団体が実は2つぐらいあるんですが、資金ということに関していえば、これは自分たちがやろうとしている部分ですから、私は特に資金をどうだということのお願いはするつもりはないんですが、やはりこういった高齢者の世帯の高齢者の食事会、それから子ども食堂、要はそれを必要としている子供たち、3つほど必ず課題が出てくる解消を市のほうとして検討していただきたいということで、今回質問に至ったんですが、一つは当然個人情報の壁というものが、もちろんあるんですが、やるからにはその施策をきちんと必要としている方にピンポイントでその情報を出して、また参加していただきたいということが一つあります。

見えない部分で、その支援を求めているという方も当然多くいらっしゃるんでしょうけれども、せっかく市民力が強くて、そういった食の大切さ、また食事がどれだけ大事かというふういうこと、そういった方たちは非常にわかっている方々ですので、必ずピンポイントで個人情報の壁というところにぶつかって、非常に難しい部分があるんですけども、そういった取り組みを例えばしていただいたときに、そういった高齢者の皆さん、また子供たちに直接ピンポイントでしっかりとした情報を伝えられる、そういった取り組みを何か方法がもしあればということで、1つ目の課題としては、まずあるんですが、そのあたり南親会さんも今はチラシをお配りし、また行政にチラシを張らせていただき、協力を求めてきていただいて、だから実際どれぐらい来るか、毎回わからない部分も当然あるんですが、当然求めている子供たちにしっかりとした情報を出して、その子供たちのために、ああいった取り組みをしているものですから、そのあたり少し市のほうとして、何か取り組めることはないかなということで、今回質問させていただいておりますが、新しく取り組もうとしている団体は、昼間に高齢者の食事会をし、夕方からは子ども食堂を考えているということで、大分取り組みを進めているところがあるんですが、そのあたり、まず個人情報を含めて難しい部分はあろうかと思いますが、そのあたり南親会さんから恐らくいろいろお願いも、南親会の例としてはいろいろ多分お願いをされてきたと思うんですが、そのあたり行政としてやれる部分が、どの辺まであるのかということ、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今、こども食堂ということで、南親会さんが非常にお取り組みをさせていただいております。今蜂須賀議員のほうから御紹介いただきましたが、私どもも最初の初日に見に行かせていただいたりということで、その後お話を伺いますと、少しずつ子供たちや保護者の方が一緒に来たりということもふえているというふうに、お話は伺っているところでございます。私どもといたしましても、やはりせっかくのそういったこども食堂の活動を、これからも続いていただきたいということと、やはり知っていただきたいって

ということがございますので、生活保護の受給世帯でお子様がいて、あの地域周辺の方々とか、それから子ども家庭支援センターの利用される方とか、そういったところにチラシを配らせていただいたり、そえるのほうの相談の生活困窮のほうの相談のところでも、チラシを配らせていただいたり、要所、要所にポスターなども配らせていただいたりということで、一緒に南親会さんと取り組みをさせていただいているというところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。そのあたりは南親会さんも、もちろん今も活動していただいていますので、新しくこの取り組み簡単なようでなかなか大変だと思うんですが、せっかく取り組もうしている方々がいらっしゃいますので、ぜひいろいろな形で欲していると思われる方に接する機会というのが、当然自治体が一番多いと思いますので、その方たちにこういった取り組みをしていますというのの御案内を必ず直接説明しながら、お渡ししていただける機会を、ぜひとも引き続き高齢者のほうも含めて、子ども食堂の件も含めて、そちらはピンポイントでお渡ししていただきたいのということも含めて、引き続きこれは検討して、ぜひ実施をしていただきたいというふうに思います。これは、南親会さんのほうも含めて、新しいところが取り組みを始めたときも、同じようにせっかくの機会、長く続けていっていただきたいものですから、その御協力はいただきたいというふうに、市としても取り組みをぜひみしていただければというふうに思います。

次が当然3つあるうちの2つ目が食材の確保ということになります。場所の運営に関しては、先ほどお話ししましたとおり、いろいろな方法がありますので、それはいろいろな知恵を関係者も含めてつけていくので、全体を運営していく資金ということに関しては、特にそこまで心配はしていないんですが、実際社会福祉協議会が絡んでフードバンクということに登録して、食材の提供を受けるということの取り組みしているところもあるというふうに伺っています。なかなか市民の団体が、お声をおかけして、こういう取り組みに関する説明をしても、なかなか食材関係を集めるには、逆にこういうところでお金がかかるわけじゃありませんので、食材の確保にひとつ自治体として協力していただきたいということが、やはり自治体なのか、社協なのかということとは当然あると思いますが、これは定例でやってくれば、必ず食材の確保ということが必要になってきます。JAの皆さんの協力をいただくのかもしれませんが、また、フードバンクというのはもちろん農水省のほうでも調べていただいたと思いますが、当然登録しているさまざまな飲食の企業というのがある中で、無駄になるフードもたくさん出の中で、有効に活用していただけるのであれば、恐らく提供していただける方々も、これ以上ないものだというふうに思っております。当然運営していくに当たっては、食材の確保ということが一番大事な部分で出てくるということが、やはり事例としてありますが、そのあたりもしかしたら社協になるのかもしれないんですが、市として要は呼びかけをすること自体はバックとして東大和市として、少し協力をしていただけるだけで、多くの公益の団体も含めて、協力していただける窓口が広がるのではないかなというふうに思っています。そういった食材の確保の協力について、そのあたりできる範囲がもしあれば、ちょっと先ほど民間の団体も含めて、またJAのほうも含めて、少し御協力いただけないかなということで、そのあたり何か取り組める方法が、もし今時点、急な話なんであればちょっと教えていただければと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま蜂須賀議員からフードバンクというお話いただきましたけれども、フードバンクにつきましては、先ほどお話しあったように、農水省のほう積極的に食品ロスの対策ということも含めて対応しているようなものでございます。少しいろいろと調べさせていただきましたら、他の都外の他県などにおいては、それぞれの県にあるフードバンクと社会福祉協議会、県の社会福祉協議会であったり、市や

町の社会福祉協議会が協定を結んでフードバンクとともに生活困窮者対策ということで、取り組んでいるところも結構あるように拝見させていただきましたので、都内ではなかなか余りまだそういったところで、社会福祉協議会と一緒にやっているというのが、余りなかったようなんですけれども、都内にも当然もともと一番古いフードバンクがありますので、そういったところと果たして社会福祉協議会などが一緒に協定等結びながら、そういったことができるのかどうかということも含めて、研究等させていただいて、また社会福祉協議会ともちょっといろいろとお話をさせていただきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 済みません、ありがとうございます。

今南親会さんのほうには、他の議員も視察に行ったり、食材を持ってきていただいたり、またお声かけをしてやっていただいている農業委員の議員さんもいらっしゃるということで、ありがたいなというふうに思う限りでございます。ただ、それも毎月2回であっても、なかなか食材の確保というのが非常に大変だというふうになっております。ただ、あのグループは非常に南親会さんに言えば、いろいろ社会貢献も含めて取り組んで、また意識も高い皆さんですから、成功するんじゃないかなというふうに思っています。

また、北部のほうで頑張るところも南親会さんとは日常から、非常に懇親が深い団体でございますので、そこも非常に取り組んでいきたいということで、お話をしております。必ず食材の確保ということの課題が出てくると思うんですが、ぜひ今福祉部長からお話ありました幾つかの課題はあると思いますが、実際に動き出したときには、現実問題として食材の確保ということが、どうしても出てきますので、そのあたり社協等も含めて、少しお話を進めていただける取り組みがあればなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後が、やはり開くに当たっても公共施設の使用に少し協力をしていただけないかなということの思いがあります。南親会さんは南街の自治会の協和三自治会さんですか、あそこの自治会の集会所を使って取り組んでいるんですが、なかなかいい取り組みをしている人と思っている人が大勢いる中でも、やっぱり自治会の集会所というだけで、非常に文句を言われる方がいたり、いろいろ人は考えがありますから、何であそこばかり、いつも使っているんだとか、そういうふうな小言を言う方も非常に多く、多くはないんですけど、いらっしゃるということで、非常に気分が余りそこは我慢をしながら使っていただいているということがあるんですが、まだ自治会の集会所を持っているところはいいんですが、志がある中で自治会の集会所を持ってない団体も当然あります。

それで、実際に北側で取り組む団体が2つほど実はあるんですが、その団体が取り組むに当たっても、当然自治会の集会所等は持っていませんし、実は向原の地域、団地が多くあるんですが、あちらのほうで北側のほうから少し月に1回でも出張してでも、あちらのほうでも子ども食堂、また高齢者の食事会をしてあげたいという思いがあるんですね。やっぱり、それは地域の世帯の貧困の関係だとか、またそういったさまざまな情報の中で向原地域の団地周辺でもしてあげたいという思いがある中で、最後は少し場所のことが出てくるんですね。これは、答弁は要らないんですけども、介護予防リーダーの皆さんがよく公園とかで体操だとか、何か取り組むときに、やっぱり最終的にはラジカセを出してくれとか、物を置かせてくれる場所が欲しいというのが、必ず行き詰まる場所はそこなんです、見ています。

同じように、こういった子ども食堂なり、高齢者の食事会をやるに当たっても、南親会さんの集会所はやっぱり置かなきゃいけないのが出てきますから、相当なもの、そういった部分で文句を言われる方もいるんだ

ろうなどは思うんですが、最終的に公共施設をどのように使わせていただくかということの壁が出てくるんですね。どこに優越を置いて、どこにそのということは、非常に難しい判断だと思うんですけども、そのあたり今の時代だからこそ、この子ども食堂にしる、高齢化が進む中での高齢者食事会にしる必要だと思う中で、やっぱり最終的に施設のお願いということが出てくると思うんですが、そのあたり毎月のことですので、半年に1回何かイベントをやるのであれば、先行予約だ何だで事は済むんですが、毎月のことになってきますので、そのあたりというのは、市の方針として、この施策が非常に重要であるということは、やっぱりバックとしないと、なかなかそこを優越して予約させていただくということは、なかなか難しいのかなというふうに思うんですが、そのあたり公共施設を少しお力添えいただけないかということに関しては、いかがお考えでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子供に関しましては、今国が進めておりますひとり親家庭・多子世帯等自立支援応援プロジェクトという中で、来年度以降でしょうかね、子供の居場所づくりということで、食事の場の提供とか、学習支援を、居場所づくりをするということが示されておまして、その数値目標は31年度まで年間50万人分を提供するというところがございまして、またさらに10月に発足した1億総活躍国民会議で第2のアベノミクスと言われているものでございますけれども、その中で先週、11月26日の第3回目の会議が行われまして、その中で緊急に実施すべき対策の中の一つに、ひとり親家庭のため子供の学習支援とか、居場所づくりを早急に進めていくということが示されたというところでございます。そのような施策が、この子ども食堂にも適用になれば、非常に自治体を通じての施策となるかと思っておりますので、そうなる就容易に施設の確保はできるのかなと思っておりますけれども、まずはその辺、年末と言っておりますので、今月中には具体的な施策が示されると思っておりますので、それが来年度活用できるものかというのは、早急に検討してみたいというふうにご考えているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最初の質問ですので、もうこれでやめておきますが、日々恐らく東京都のほうの補助の関係も含めて、いろいろ動いているというふうに思いますので、そのあたり情報をしっかりとっていただいて、取り組む団体は幾つか手を挙げたいと思っている団体は出てきていますので、その辺の協力をぜひお力添えいただきますよう、お願い申し上げて要望させていただきますので、ぜひまたの機会に質問させていただきますので、どうぞよろしくお話ししたいというふうに思います。1番終わります。

次に、歯科検診の充実についてということで移らせていただきたいというふうに思います。

前議会でも、口腔のことを質問させていただいた議員さんもいらっしゃいますので、私からは2つぐらい聞いてやめたいというふうに思います。

成人歯科検診の中で、当然に歯周病と全身疾患のことが一番大事だというふうに思っています。食事をする上で、口腔の健康というのが保たれてないと、何においてもやっぱり健康が保てないということが、もちろん当然ありますし、また歯周病は脳梗塞や細菌性内膜炎、狭心症、心筋梗塞等も起こす原因になるということで、歯の健康ということが大変にうたわれております。また、前回の議会の中でも成人歯科検診の受診者数と受診者の詳細ということで、お伺いをさせていただきました。約4,000人台を出して、約三百七、八十というところの実際を受診者が出ているということで、お伺いもさせていただきました。

平成32年までの健康増進計画の中にもありますとおり、当然、前回の中で小中学校の子供たちの虫歯ゼロの

取り組みということで、過去何回か質問させていただいていますが、当然学校の健康増進計画の中には学校教育機関の役割とすれば、当然正しい口腔ケアを指導し、習慣をつけるということ。また、歯と口腔の健康が全身の健康と密接にかかわっていることを、教育を通して啓発をするということ。また、行政としては、切れ目のない子供の歯科保健の充実、それから成人歯科保健の充実も図りたいと。それから、高齢者、障害者の歯科保健の推進、それからかかりつけ医の推進ということで記載があります。

また、市民としてもかかりつけ歯科医を持ちということで、記載があったというふうに思っております。やっぱり、かかりつけ医を持つと、当然相手から連絡が来たり、はがきが来たり、また電話が来たり、それで一度クリニックに来ていただければ、さまざまな当然取り組みが出てくる中で、非常にかかりつけ医の充実、これは小中学校のほうでも、お話をさせていただきましたが、いかに個々一人一人がかかりつけ医を持って取り組むことが、この歯周病対策には大事かということの一つだというふうに思っていますが、このかかりつけ医を歯周病、歯科検診の充実においても、やはり必要だというふうに思っています。

先ほど、市長答弁の中では市の認識について、また成人歯科検診の現状と課題と今後の取り組みをお伺いしましたので、かかりつけ医を個々、皆さんに設置していただくことの何か取り組みが今後の取り組みの予定があれば、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） かかりつけ医についての今後の市の啓発の予定についてでございますけれども、健康課におきまして、各歯科保健事業におきまして、かかりつけ歯科医についての周知のほうを、また持つことについてのお勧めのほうをしております。健康課で行っております妊婦歯科健康診査は母子健康手帳交付のときに、健診票をお渡ししているものでございますけれども、このときにも妊娠アンケートの中でかかりつけ医の歯科医を持っていますかというふうな項目を設けさせていただきながら、その項目の有無によって、妊婦健康診査の御案内をしているところでございます。

また、そのほか歯周疾患講演会や健康の集いなど、そういった広い市民の方を対象にするものにおきましても、かかりつけ歯科医の重要性について、講師の先生に必ずお話をさせていただいたり、また歯科保健事業協力歯科医療機関のパネルのほうを展示させていただきなど、そういったさまざまなイベントのときに媒体を用いて、かかりつけ歯科医についての市民の方への周知のほうを行っているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ぜひ、保健センターとしても、かかりつけ歯科医の重要性というのは認識しているということで、今お伺いもしましたので、引き続きその取り組みは続けていただきたいことと、答弁はいいですが、教育委員会のほうにも前回もお願いさせていただきましたが、小中学校におけるかかりつけ医の取り組みも、ぜひ引き続きお願いしたいというふう思っております。これは要望ですので、よろしくお願いします。

前回口腔に関しては、友党の方が質問していただきましたので、いい答弁いただきましたので、私からは成人歯科検診の充実についてということで、成人歯科検診の今の10歳刻みのものを拡充させるのも、もしかしたら一つかもしれません。今お話ありましたとおり、妊婦歯科検診のときに両親ともども、またいろんな施策をしていただくことも、また一つであると思いますし、あわせていろいろ40歳ということで、自治体とすればいろいろ節目の期間でないかなというふうに思いますので、ここを一つの何かのきっかけとして捉えて、手厚く何かこの40という期間を取り組む一つのきっかけとして、取り組むことも一つかもしれませんが、ぜひそのあたりを前回さまざま答弁いただきましたので、もうこれ以上しませんが、ぜひひとつ幾つか課題があろうかと

思っていますが、取り組む計画もある中で、ぜひ保健センターとあわせて東大和の歯科医師会の皆さんと手を組んで、しっかりと取り組みを進めていただければというふうに思いますので、これは要望で終わらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

歯周病になると、先ほど食のお話もしましたが、食事に対する楽しみがもう何もなくなくなってしまいますので、歯の健康というのは非常に大事だと思ひます。我々の仕事もそうですが、歯の健康というのは非常に大事です。見た目のこともありますが、やっぱり食を楽しくしていくための非常に重要な部分であると思ひますので、歯の健康というものは、福祉施策の中でも重要な位置づけをしていただひいて、取り組んでいただきますよう、ぜひ要望させていただきますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

2番の成人歯科検診の充実を終わりたいと思ひます。

最後です。カラーリボン運動の実施についてということでお伺ひをします。

今まで、各種検診受診率の向上ということで、幾つかさまざまお願ひをしてきた経過がありますが、平成32年までの健康増進計画の中で、5つのがん検診に関する数字が今の現状の数字があります。それで、目標年度のところに平成32年のところで、大分高い数字が幾つか並んでいます。胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診ということで並んでおりますが、この平成32年の目標を達するために、目標として非常に大きな数字を上げておられますが、このあたり何か今後取り組む計画があるのかも含めて、少しお答えいただければというふうに思ひます。

○福祉部長（吉沢寿子君） がん検診の受診率につきましては、東大和市もなかなか上がらないというのが現状でございます。全国的にも、やはりがん検診の受診率が低いというようなことで、国のほうもそれについては何らかの対策をしていかなければいけないというようなことで、現在厚生労働省のほうでもがん対策推進協議会という中で、そういったところで検討会も行われているというようなことでございます。結局がん検診、当市の状況などは実態を見ますと、熱心な方は非常に熱心にお取り組みいただひいてはいますが、全く無関心の方は全く無関心ということで、非常に層が分かれているような状況でございます。そういった、やはり国のほうもそうですけれども、市といたしましても、そういった健康に対する無関心層、仕事などで忙しいという方々も多分多くいらっしゃると思ひますけれども、そういった方々に対する受診への関心を高めていくということが必要かと思ひています。それについては、何らかのもしかするとインセンティブの付与ということで、何か受診をすると特典がつくみたいなことを考えていくことも、もしかすると必要なのかもしれないということで、そういったことも国も今検討しているということでございますので、そういった国の今動向なども含めて、情報収集をしながら市としても受診率の向上に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

受診対象者の意識を向上させていただくというのは、大変大事だと思ひます。また、一つのきっかけとなればと思ひ、インセンティブを与えるということも大事だと思ひます。それから、過去の一般質問の中で中学生以降、あちらのがん教育を推進してほしいということもお願ひしたことがあります。意識づけは子供のころからということもありますので、そのあたりの正しい知識、また検診の重要性、最近ではテレビの芸能人の方が大変がんになる方が多いということで、がん検診についての日本の数字というものが多くのメディアの中で取り上げられることがあります。一つのきっかけになればと思ひまして、都内の自治体で前にも質問させていただきましたが、さまざまナリボンを集めた中で一つのそれがきっかけとなればいいと思ひますね、イベント

も絡めて。ぜひ、私の中では都内の取り組みがあったカラーリボン運動でイベントをやっていたのが、すごくよかったなというふうな認識を持っておりますので、引き続き何かのきっかけはさまざまあると思うんですが、会場に来ていただいて、足を運んでいただいて、そしてそれを知っていただくというのも、一つの重要な接点かなというふうに思いますので、ぜひカラーリボン運動のこういったイベントも含めて、検診受診率の向上をしていかないと、健康を保っていただくということが、なかなかできないと思いますので、これだけ高い数字を上げていらっしゃるから、ぜひこの目標年度、32年までそんなにありませんので、ぜひ少しでも数字が改善していくように取り組んでいただきますことを、これはお願い申し上げて、要望させていただきますので、カラーリボン運動のことも含めて、改めて再度御検討していただきますよう、お願い申し上げさせていただきますと思います。

以上でカラーリボンも終わりますので、私の一般質問は今回終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い一般質問をさせていただきます。今回大きな項目として、3点質問をさせていただきます。

まず初めに、市道路線について、第2に東大和市の防犯について、そして3番目は介護予防事業についてであります。

それでは、順を追って質問させていただきます。

まず1番の市道路線について。

①現在の市道路線の状況について伺います。

アとして、市道の現状認識は。

イとして、市道の維持管理状況と現在認識している課題は。

ウとして、市道の適切な維持管理に対する今後の展望は。

②として、狭隘道路について伺います。

アとして、市としての現状認識は。

イとして、現時点での課題と今後の展望は。

大きな2番の東大和市の防犯についてであります。

①市内で発生している犯罪に関する市の認識と対応について。

②高齢者を対象とした犯罪について。

アといたしまして、悪質商法に関する現状認識と対応は。

イといたしまして、特殊詐欺に関する現状認識と対応は。

③防犯パレードについて。

アとして、開催状況は。

イとして、今後の方針は。

3番目の介護予防事業についてであります。①今までの取り組みについて。

アといたしまして、具体的な取り組み内容とその成果は。

イといたしまして、事業全体に対する課題と今後の展望は。

②の元気ゆうゆうフェアについてであります。

アといたしまして、開催の目的と期待した成果は。

イといたしまして、参加者の反応は。

ウといたしまして、今後に向けての課題と展望は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市道の現状についてであります。市道は都市計画道路などの幹線道路を軸とし、それに接続する生活道路により、市街地の骨格及び道路網を形成しております。安全かつ円滑な交通機能を確認するため、適切な維持管理が必要であると認識しております。

次に、市道の維持管理状況と課題についてであります。幹線道路につきましては、車道の舗装修繕や東京都福祉のまちづくり条例に基づく歩道改良を計画的に実施しております。その他の生活道路につきましては、損傷状況を確認した上で修繕を行い、適切な維持管理に努めているところであります。今後は、生活道路につきましても、計画的な修繕に努める必要があると考えております。

次に、市道の適切な維持管理についてであります。道路築造から長い年月が経過しているため、修繕箇所が増加が予想されます。今後は、路線ごとに定期的に適切な修繕を行い、車や歩行者、自転車の方が安全かつ安心して通行できるよう、維持管理に努めることが必要であるとと考えております。

次に、狭隘道路の現状についてであります。道路幅員4メートル未満の狭隘道路につきましては、安全な交通の確保や防災上の観点から、土地所有者の方の御協力を得ながら解消していくことが必要であると認識しております。

次に、狭隘道路に対する課題についてであります。狭隘道路のうち建築基準法第42条第2項に規定されず道路につきましては、現道の中心線から2メートルの後退が義務づけられておりますが、沿線土地所有者の方の御協力により整備が可能となりますことから、路線全体としての整備がなかなか進まない状況にあります。建て替え等の機会に御協力をいただき、施工が可能となった段階で道路整備に努めてまいります。

次に、市内で発生している犯罪に関する市の認識と対応についてであります。東大和警察によりますと、平成22年から平成26年までの過去5年間の市内の刑法犯罪の発生件数は、年平均で1,060件ほどであります。平成26年は1,000件を下回る962件でありました。市では、防犯体制の強化として青色回転灯パトロールカーによる子供の見守り活動、安全安心情報サービスによる不審者情報の提供を行うとともに、東大和市防犯協会との連携や地域の自主防犯団体に働きかけ、人の目の確保に努めております。また、不審者の出現防止において

は、東大和警察署にパトロール強化を引き続き要請してまいります。

次に、悪質商法に関する現状と対応についてであります。国民生活センターが契約当事者70歳以上の消費者相談を、販売方法や手口別にまとめたものによりますと、平成26年度の相談件数の上位のものは、電話勧誘販売、訪問販売、インターネット通販、劇場型勧誘となっております。市では、被害者救済のため現在週4日の相談日に専門相談員による助言、指導を行って対応しております。また、被害の未然防止のため、消費生活だよりの発行及び市報に事例等の掲載、また市の事業等において悪質商法の手口とその対策などについての啓発を行っております。

次に、特殊詐欺に関する現状認識と対応についてであります。東大和警察署によりますと、平成26年の市内の特殊詐欺の被害件数は21件で約1億円の被害額であり、平成27年1月から6月までの半年間では7件で約1億5,500万円の被害が出ているとのことであります。市では、東京都との連携事業として、振り込め詐欺対策のために、平成27年6月から自動通話録音機の貸与を行っております。

次に、防犯パレードの開催状況についてであります。防犯パレードは東大和警察署が全国地域安全運動の一環として数年前から、東大和地区地域安全市民のつどいとあわせ実施しているものであります。平成27年度は東大和地区地域安全市民のつどいとあわせて、防犯キャンペーン、地域安全ゲートボール大会を実施し、防犯パレードは実施されておられません。

次に、今後の方針についてであります。防犯パレードは東大和市と武蔵村山市の2市を対象に、東大和警察署が実施するものであります。今後の方針については、東大和警察署で検討されているものと考えております。

次に、介護予防事業の取り組みと成果についてであります。現在市では介護予防事業として、一次予防事業と二次予防事業を行っております。一次予防事業につきましては、広く市民を対象とした講演会や東大和元気ゆうゆう体操の普及推進など、介護予防の普及啓発に取り組んでおります。二次事業につきましては、基本チェックリストにより生活機能の低下があると判断された方を対象に、各種の介護予防教室を行っております。成果につきましては、介護予防リーダーの養成や東大和元気ゆうゆう体操の普及が進んでいること、介護予防教室の事後評価における目的達成などが挙げられます。

次に、介護予防事業全体の課題と展望についてであります。課題につきましては、介護予防事業は平成29年4月までに介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになっており、住民主体の地域づくりを推進する中で、効率的な自立支援に向けたサービスを提供し、関係者間の意識の共有を図っていくことが課題であると考えております。今後の展望につきましては、2025年に向けた第6期介護保険事業計画の基本理念の実現に向けて、着実に取り組みを進めていくことと考えております。

次に、元気ゆうゆうフェア2015With健康のつどいの開催目的と成果についてであります。目的につきましては、平成23年度に作成しました東大和元気ゆうゆう体操を、さまざまな世代の市民の皆様幅広く知っていただくことと、介護予防や健康づくりについての関心や意識を高めていただくという目的で開催したものであります。当日は800名の来場があり、このイベントを通じて介護予防や健康づくりに関する啓発や意識づけを図ることができたと考えております。

次に、参加者の反応についてであります。アンケートの結果では参加者の皆様のうち、85%以上の方から、よかったという好意的な御意見をいただいております。

次に、今後に向けての課題と展望であります。今回のイベントを通じて市民の皆様が、健康増進と介護予

防に関心と意識を高めるきっかけづくりの一つになったと考えております。課題につきましては、参加された市民の皆様が介護予防や健康づくりなどの継続的な活動や、行動への取り組みにつなげていただくことが課題であると考えております。今後の展望につきましては、さらに多くの市民の皆様へ普及啓発を進めるとともに、継続的な場の拡大や動機づけなどの取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○10番(根岸聡彦君) 御答弁ありがとうございました。それでは、順を追って再質問させていただきたいと思っております。

まず、現在市内を通過しております市道の総延長と、そのうちの狭隘道路の長さ、狭隘道路が占める割合について教えてください。

○土木課長(寺島由紀夫君) 市道の総延長でございますが、平成27年4月1日現在のデータでございますが、1,250路線、212.6キロメートルで、そのうち道路幅員4メートル未満の狭隘道路は408路線、31.4キロメートルでございます。市道の総延長に対する狭隘道路が占める割合につきましては、14.8%となっております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 道路といいましても、構造物になると思いますので、老朽化ということが問題になってくると思います。その土地の交通事情にもよると思うのですが、一般的な道路の耐用年数というのは、どのくらいなのでしょう。

○土木課長(寺島由紀夫君) 耐用年数につきましては、車両の交通量や大型車両の通過台数の頻度により、一概に何年とは言えませんが、アスファルトの設計上考慮する期間、これは設計期間といいますが、この設計上考慮する期間は10年でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 10年ということで、それを過ぎるとやはり補修が必要になってくるのではないかとと思うんですが、道路補修にかかる経費というのは、年間、その年によっても大分開きがあると思いますけれども、年間大体どのくらいになっているのでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 部分補修や応急的補修につきましては、市職員による補修と業者発注による補修を合わせまして、およそ3,700万円程度になります。近年は、そのような金額になってございます。その他、路線として計画的に舗装補修や道路改良を行っているものとしまして、平成27年度の予算ベースでは1億1,200万円でございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 今路線としてということで、平成27年度の予算ベースでは1億1,200万円ということですが、1カ年の作業で補修できる箇所というのは、大体何カ所ぐらいあるのでしょうか。

また、距離に換算することというのはできるのでしょうか。

○土木課長(寺島由紀夫君) 平成27年度につきましてはでございますが、道路改良工事が3路線ございます。それから、車道の舗装補修工事が1路線となっております。工事計画上の延長でございますが、両工事4路線で623メートルとなっております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

先ほどの御答弁の中で路線ごとに適切な補修を行いという御答弁がありましたが、1,200を超える路線、1,250でしたっけ、路線と200キロ、212.6キロという御回答をいただきましたが、200キロを超える総延長の道路というもの、どのように管理し、点検をされているのか伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道の全ての路線でございますが、路線ごとに記載してあります道路台帳と現況図や境界図で管理してございます。現地での管理、点検につきましては、道路パトロールでの点検や市民の方からの御連絡などによりまして、現地を確認し、損傷状況を確認した上で修繕を行い、適切な維持管理に努めてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 恐らく、その道路の補修等について、その都度、その都度、対応しているということが現状ではないのかなというふうには想像しているんですが、その道路の維持管理において、御苦労されている点というのは、どういったところがあるでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道路線でございますが、道路整備後、年数が経過している路線が数多くございます。そのため、生活道路の舗装の損傷が増加してきておりまして、補修が多くなっていることでございます。以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東京都福祉のまちづくり条例に基づく歩道改良を実施しているとの御答弁があったと思います。条例での道路に関する整備基準では、歩道の有効幅員は原則2メートル以上とするというふうになっておりますが、幹線道路はもとより市内を走る生活道路には相当な無理があるのではないかと考える次第ですが、担当部署としての御見解はいかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都福祉のまちづくり条例は、公共建築物や公共交通施設、道路、公園などにつきまして、高齢者や障害者を含む全ての人が利用しやすいよう、具体的な整備基準を規定したもので、新たに築造するものや改築するものにつきまして、整備基準への適合の遵守義務を定めたものでございます。今後都市計画道路の新設や既存道路の歩道改良などにおきまして、条例に基づいた整備を行っていくものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

また、歩道と車道の段差、これは2センチを基準とすると、そして擦りつけ勾配は5%、沿道の状況によって8%というふうになっているわけですが、そういった補修の必要箇所というのは、大体どのくらいあるというふうに想定をしているのか。また、年間どのくらいのペースで改良を進めているのか、そのあたりの状況を伺います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 平成8年度からでございますが、車道が交差する部分の歩道巻き込み部の段差改良工事を計画的に実施してございます。これは、歩道幅員2メートル以上の幹線道路や生活道路につきまして、東京都福祉のまちづくり条例に適合するように改良しているものでございます。改良の必要などところにつきましては、路線として13路線と把握してございますが、箇所数までは把握はしてございません。1年に6カ所から8カ所程度実施してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） なかなか必要箇所全てに対応していくというのは、難しい状況ではないかなというふうに考える次第です。さらに、条例の中に高齢者や障害者が歩行中に休憩や交流ができるような施設として、

ベンチ等を設けること。歩道舗装として平坦性、滑りにくさ、水はけのよさ等を考慮し、舗装材料を選択することとなっておりますが、そういったことに対応していくために、年間に必要な経費として、先ほど伺った道路補修に係る経費とは別に、どのくらい見込んでいるのか、そのあたり、もしおわかりになるようであれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路改良工事の中におきまして、歩道舗装の平坦性や水はけなどを改善する工事を実施してございます。単独として、別に計画しているものではございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

現在市道として認識をされているんですが、道路としての体をなしておらず、市道として維持管理するのに適切な状況になっていない路線というのは、どの程度あるのか、そのあたり把握していれば教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市道としまして、維持管理するのに適切な状況になっていない路線ということでございますが、公図で赤く表示されていたことから、通称赤道と言われております道路で一般の交通の用に供されていない路線は十数路線ほどと把握してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そういった赤道ですけれども、よく議案の中で市道路線の廃止についてということが議題として出され、建設環境委員会に審議が付託されます。多くの場合、農地や住宅地等、民地の中に存在して周りの土地所有者からの払い下げ申請に基づいて廃止となるケースが非常に多いわけですが、今後そういった申請が見込まれる路線について、市はどの程度把握しているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 払い下げが可能となる路線につきましては、十数路線であると把握してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 道路として利用できない状況にある市道を、そのまま維持するよりも、やはり近隣の土地所有者に買い取ってもらうほうが、市の収入にもなりますし、また固定資産税の増にもつながってくると思うんですが、市では市道の使われてない部分の土地を、いわゆる隣地の所有者に対して、売却を働きかけるといったことは行っているのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路として存続する必要性のない路線につきましては、沿線の土地所有者の方に払い下げについて御説明をし、協議を行っているものでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

先ほど、狭隘道路の現状につきまして、408路線、総延長が約31キロという御説明がありましたが、このうち実際の生活道路として使用されている割合等については把握されておりますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 狭隘道路が生活道路として使用されている割合については把握してございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その狭隘道路に対して、市民からの要望とか、苦情とかというのは、実際に上がってきているのでしょうか。もし上がっているとすれば、どういった内容のものなのでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 道路の拡幅やL型舗装の整備などの要望をいただくこともございます。

以上でございます。

- 10番（根岸聡彦君） そういった要望等に対して、どのような対応をとられているのでしょうか。
- 土木課長（寺島由紀夫君） 建築基準法第42条第2項に指定されている道路の場合でございますが、一定規模の路線全体が拡幅されたときに、L型舗装等の道路整備を計画するという話をさせていただいております。以上でございます。
- 10番（根岸聡彦君） 狭隘道路については、その中心線から2メートルとセットバックが義務づけられているとの御答弁がありました。反対側に河川があったり、あるいは崖になっているといった土地の場合は、どうなるのでしょうか。
- 土木課長（寺島由紀夫君） 建築基準法第42条第2項に指定されております道路の要件としまして、そのただし書きでございますが、当該道がその中心線からの水平距離2メートル未満で、崖地、川、線路敷地、その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4メートルの線を、その道路の境界線とみなすと規定されております。以上でございます。
- 10番（根岸聡彦君） そうしますと、やはりそういった状況の場合には、その反対側の土地所有者の必要となるセットバックの距離が長くなるということになるというふうに理解をいたします。
狭隘道路に面した土地につきまして、やはりそこでも住民の方々、お住まいになられているわけですが、現在何世帯、あるいは何名ぐらいの方がお住まいになられているのか、そういったことは把握されているのでしょうか。
- 土木課長（寺島由紀夫君） 現在何世帯、何名ぐらいの方が住んでいるのかという御質問でございますが、そのような住宅の戸数等の把握はしてございません。以上でございます。
- 10番（根岸聡彦君） わかりました。
狭隘道路に面した土地に住んでおられる方々にとりまして、今後発生してくると予想されるデメリットとしては、どのようなことがあるのでしょうか。
- 土木課長（寺島由紀夫君） 狭隘道路につきましては、4メートル未満の狭い道路ということでございますので、土地の利用の仕方により、さまざまなことがあるとは思いますが、通行などの面で不便を感じられるかと思っております。以上でございます。
- 10番（根岸聡彦君） 狭隘道路の沿線に住んでいる方々、この方々は中心線から2メートルのセットバックをしなければならないという、そのことについての認識というのは、十分なされているのでしょうか。また、市ではその対象となっている世帯に対して、どういった説明を行っているのでしょうか。
- 土木課長（寺島由紀夫君） 狭隘道路が全て建築基準法第42条第2項に規定されている道路ではなく、道路後退は建て替えなど建築するときや、開発事業などのときに求められるようになるかと思っております。そのような行為を行う際に、所管部署のほうから説明を受けるようになると思っております。所管部署につきましては、本市の場合は東京都多摩建築指導事務所になります。
また、市の所管事務ではございませんので、市民の方からそのような問い合わせがあったときには、所管部署のほうに御確認いただくように伝えてまいります。以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 都市計画道路等の道路幅員の拡幅事業等については、その土地所有者からセットバックする部分の土地を買い取るということがあると思うんですが、狹隘道路に関しては、どうなんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 建築基準法第42条第2項に指定されております道路につきましては、後退部分の土地については、みなし道路であると規定しておりますことから、買収はできませんので、寄附していただいております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 狹隘道路の沿線に住む方々につきましては、やはり今後建て替えの際に建築許可がおりないといった不都合が生じることがあるかと思えます。問い合わせがあった際に、東京都建築指導事務所ですか、そういった所管部署に確認するように、お伝えしていただくということは、それはそれで大事なことなんですけれども、それよりも前に住民の方々にしっかりと認識していただくことが肝要ではないかと考えるわけなんですけれども、それに向けての対応としては、いかがお考えでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 狹隘道路全てが、先ほどから土木課長がお答えしているように、建築基準法上の42条2項道路ではございませんので、建築の土地利用によって、建築されるだとか、そういう時点でやはり指定している特定行政庁がいろいろな相談に乗るとというのが一般的になっております。ただし事前に、どこの道路をそのように指定しているかといったようなことにつきましては、東京都のほうでも今はホームページで公表しております、相談があれば市の窓口でも、どういう位置づけになっている道路でありますよというようなことを説明しているような状況でございます。

また、セットバックの道路の後退におきましても、建築基準法上、建築が可能になる敷地にするための道路のつくり方というのは、この42条2項道路以外にもございますので、個々にどのような対応がされているかというのは、開発によって事前に片側だけセットバックしているというようなこともございますので、個々に事情が違いますので、特定行政庁に御相談いただくのが一番間違いがない方法だというふうに考えております。ですから、市の窓口では一般的なことは、その場で御説明いたしますけれども、あとは東京都と連携をとって、土地利用をされる方が不安にならないとか、困らないようなことで連携をとってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

やはり、道路というのは生活に最も密着したインフラであり、その重要性は誰もが認識しているところであると思います。今や道路がなければ、全ての市民生活が成り立たないわけで、その維持管理を行う市としては、極めて重大な責務を担っていると言えらると思います。東京都福祉のまちづくり条例では、歩道のバリアフリー化にも触れられており、高齢者や障害のある方々が安心して安全に通行できる歩行空間の確保、整備が急がれます。厳しい財政状況の中で優先順位をつけながら、着実に施策を遂行し、市民生活の基本中の基本となる部分である市道路線の整備につきましては、自信と誇りを持って取り組んでいただくことを願って、最初の質問を終了いたします。

次に、2番目の東大和市の防犯についてであります。

まず、犯罪の発生件数が減少傾向にあるということについて、この要因はどのようなところにあると御認識されておりますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど、市長から御答弁いただきましたが、平成26年度は刑法犯罪の発生件数が

1,000件を下回りしまして、962件でございました。これにつきましては、東大和警察署におけますパトロールカーによるパトロールの強化や、市で実施しております青色回転灯を装着しましたパトロールカーによるパトロール活動によりまして、犯罪の発生が抑制されたのかなというふうに受けとめてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その青色回転灯のパトロールカー、青パトの運行状況については、どのようになっているんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 青色回転灯パトロールカーにつきましては、子供の見守り活動におきまして、週5日、月曜日から金曜日の午後1時15分から午後6時15分まで実施してございます。また、特に不審者が出たような場合につきましては、その地域を重点的にパトロールを実施してございます。また、青色回転灯パトロールカーにつきましては、市のほかに東大和市防犯協会でも運行を行ってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

人の目が確保されていれば、犯罪発生の確率も相当低くなると見込まれるのですが、市民の方々に常に表を歩いてもらうとか、家の中から外に目を向けてもらうというのは限界があると思うわけです。青パトが市内の至るところを走っていれば、それだけで犯罪発生の抑止力を高めることにもつながってくるのではないかなと思うんですが、例えば青パトの数をふやしていくとか、そういったことをしていくといいのかなとは思いますが、それに対する課題としては、どのようなことがありますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 青色回転灯パトロールカーによります子供の見守り活動につきましては、警察行政に協力的に実施しているものでございます。市としても、防犯を警察だけに頼っているというのは、非常に難しいと思っております。しかし、青色回転灯パトロールカーにつきましては、ふやすことについては、車両や人員をふやす必要がございます。現在の厳しい財政状況におきましては、課題として認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 課題として御認識いただいているということですので、ぜひその課題を解消する方向にいていただければというふうに思います。

平成17年12月に、東大和市の自治会活性化への取り組みという報告書が出されております。その中で、自治会の枠を超えてわんわんパトロール隊を組織している地域もあるという報告がありますが、現時点の状況について、市ではどのように把握しているんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） わんわんパトロール隊の状況でございますが、わんわんパトロール隊は平成16年2月に発足しまして、地域の安全パトロール活動を実施してございました。現在は、平成19年発足しました地域守り隊といたしまして活動していると聞いてございます。具体的な活動としましては、市内のパトロールを月2回から3回実施してございます。また、防犯パトロールとあわせまして、電柱などの違法チラシや違法看板の撤去や道路のごみ拾い、また街路灯の球切れ等、また無灯火自転車の指導なども行っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市内には、多くのロードランナーやウォーキングを行っている人がいると思います。そういった方を活用しという言い方が適切かどうかというところがあるんですが、例えば防犯ランナーとか、地域見守りウォーカーといった、そういったステッカーとか、エンブレムをつけてもらって毎回同じところを走ったり、歩いたりするのではなく、毎回でないにしても、時にはパトロールの感覚を持って走ったり、歩い

たりしていただくことを啓発するような取り組みというのは、検討したことはあるのでしょうか。また、今後検討いただくような余地はあるのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防犯ランナーや地域見守りウォーカーについてでございますが、現在市では自主防犯組織の組織化等に取り組んでおりますので、引き続きそちらのほうを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○10番（根岸聡彦君） 人から見られているということを認識させることができれば、これも犯罪発生を抑止効果があると思うのですが、例えば商店街とか、コンビニ等で音声による防犯放送のようなものを流すといった取り組みについては、御検討いただくことは可能でしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 商店街やコンビニでの犯罪放送のようなものを流す件でございますが、音声による放送につきましては、現在のところ検討してございません。犯罪抑止には、人からやはり見られているということや、警察官によるパトロールが効果的であるというふうに考えてございます。パトロール強化につきまして、警察署に要請をしてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 高齢者を狙う悪質商法に関する相談件数上位のものについて、先ほど御答弁がありました。被害実態については把握されておりますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 平成26年度に全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談の件数が、19万5,480件の中の上位の相談の被害実態についてでございますが、一番多かったのが電話勧誘販売で3万5,951件の相談がございました。販売業者が消費者宅や職場に電話をし、商品やサービスを販売する方法で、消費者が要請していないにもかかわらず、業者による強引な勧誘や虚偽説明などの販売方法に問題があるといったケースでございました。

次に多かったのが、訪問販売で2万5,877件の相談件数がありまして、こちらも消費者が要請していないにもかかわらず、業者が家庭を訪問し、強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘といった問題があったケースでございました。

3番目はインターネット通販で、こちらは1万3,259件の相談がありました。オンラインショッピングや出会い系サイトなど、有料サイトなどのサービスを含めたものでございまして、無料だと思っていたのに、料金を請求されたり、利用した覚えのないサイト利用料を請求されたなどの問題があったケースでございます。

また、4番目といたしましては、劇場型勧誘は1万2,420件の相談がございまして、こちらは立場の違う複数の業者がかわるがわる電話をかけてきまして、最後は金融商品等を電話で勧誘するといった手口でトラブルがあったものでございました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 済みません。相談件数と相談内容は次の質問で考えていたんですが、その被害実態についての把握状況はいかがでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 失礼いたしました。金額などの被害実態につきましては、申しわけありません、把握はしてございません。

○10番（根岸聡彦君） はい、わかりました。それでは結構です。

消費生活だよりの発行及び市報への事例掲載といったこと、またはその市の事業等において、その手口と対策について啓発を行っているとのことですが、具体的にはどのようなことをしているのでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 消費生活だよりにつきましては、今年度は現在2回発行しております。2回目の発行につきましては、昨日、12月1日の市報に折り込みをさせていただきまして、クーリングオフなどの内容、知識を載せたところでございます。

それから、市報への掲載に関してでございますが、今年度は7月15日号にアダルトサイトに思わぬ形につながってしまったといった相談事例が多く寄せられてございましたので、そちらの相談事例を掲載させていただきまして、市民の皆様にご注意喚起をさせていただきました。

また、市の事業等においてというところなんですけど、落語や漫才、コントなどによって、消費者問題の啓発を行う東京都の事業がございまして、そちらの出勤寄席を活用いたしまして、昨年度は産業まつりのステージにおきまして、その消費者被害を題材としたコントを行いました。今年度は、産業まつりの場所が変わった関係でできませんでしたので、公民館まつりの発表プログラムの中で同じくコントをさせていただきまして、御来場の方に悪質商法の手口や、その対処方法などを消費者被害の未然防止に役立つ情報をコントに交えまして見ていただくことをいたしました。また、機会を見てとなりますけれども、公民館や市民センターの月初めの部屋取りの調整会議などにいらした方の時間のあいたところで、そのときの消費者被害の多い事例ですとか、相談窓口のPRをさせていただいております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） もろもろお取り組みをいただいているということで、非常にありがたいと思います。

そういった取り組みに対する市民の方々の反応といいますか、悪質商法に対する認識というのは、どのように捉えておりますでしょうか。

○市民生活課長（田村美砂君） 市報の掲載ですとか、催し物など、紙面であったり、皆様の前でPRをさせていただくことによりまして、いろいろな形で取り組まさせていただいておりますけれども、それをやるにつきましては、市民の方がその都度、そんな手口があるんだということで反応していただきましたり、相談窓口を改めて知っていただくということで、全ての方にといいはなかなか難しいですけれども、少しずつ相談窓口などについて認識していただけているのかなと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

そういった悪質商法への対策として、今市として考えられる課題というのは、こういったものがあるでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 高齢者は自宅にいることが非常に多いということもございまして、電話勧誘販売や訪問販売による被害に遇いやすいのが特徴だと言われているところでございます。トラブルを未然に防ぐには、お金や健康、孤独という高齢者が持つ3つの大きな不安があるかと思いますが、それらに関するトラブルの事例を情報提供していくこと。さらには、相談の窓口がいっぱいあるよというようなところを周知していくということが課題であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

特殊詐欺のほうに移りますが、特殊詐欺に関して、以前から特殊詐欺は後を絶たないわけでありまして、むしろ状況としてはふえているということがあると思うんですが、その手口について、以前と変わってきたという点はあるのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 特殊詐欺につきましては、以前からすると大変な巧妙な手口になってきているという状況でございます。電話を使つての高齢者をだます手口は同じでございますが、これだけマスコミで報道されているにもかかわらず、被害件数と被害額が増加していることにつきましては、大変憂慮すべき事態だというふうに認識してございます。詐欺の事例については、劇場型とか、個人情報収集する型とか、便乗型などがあるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 特殊詐欺に遇わないための取り組みとして、市から警察に対して働きかけていることがあれば教えてください。

また、市内で被害者を出さないようにするために、今後さらにどのようなことをしていかなければならないとお考えなのか、そちらもあわせて教えていただければと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 警察への働きかけと今後の取り組みでございますが、警察署へは毎年実施してございます東大和地区の地域安全市民のつどいや防犯キャンペーンにおきまして、高齢者が特殊詐欺に遇わないための広報活動を、さらに要請してまいりたいというふうに考えてございます。

また、平成27年6月から東京都と連携した事業としまして、振り込め詐欺対策のための自動通話録音機の貸与を市のほうで行ってございます。この自動通話録音機につきましては、会話を自動録音するもので発信者に対して、振り込め詐欺等の被害防止のために会話内容が録音されておりますと、自動で警告メッセージを流すものでございます。このように、市内の振り込め詐欺発生をゼロにするための取り組みといたしまして、簡単な方法としましては、振り込め詐欺の容疑者は携帯電話で巧みな手口で対応してまいりますので、自動通話録音機のない御家庭でも、すぐ電話に出ないことであるというふうに考えてございます。留守番電話にさせていただくことが必要でないかというふうに思います。必要があれば、前もって家族に知らせてある電話とか、後日確認すればいいことでもありますので、以前からも申し上げておりますが、留守番電話作戦なるものを普及させることが、詐欺発生ゼロに近づける道ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ここで、マイナンバー制度がスタートしたわけですが、その制度開始に伴いマイナンバー詐欺の被害が始めているという話を耳にいたします。どのような手口で詐欺行為が行われているのか、おわかりでしたら教えてください。

○総務部参事（鈴木俊雄君） マイナンバー詐欺についてでございますが、マイナンバー制度のスタートに便乗いたしました詐欺が全国で多発していると報道されてございます。その手口は、劇場型と言われるものがございまして、マイナンバーを教えるのは犯罪ですよというようなことで、数百万円等脅し取るものや、個人の情報を収集するというような方といたしまして、マイナンバーを調査しているの、アンケートに答えてほしいとか、家族構成を聞いてくるパターンや、あと便乗型としまして、マイナンバー制度のスタートという話題に便乗いたしました、お金をだまし取ろうとする詐欺、勧誘等でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） マイナンバーに関する詐欺については、先般実際に埼玉県のほうで被害が発生したというニュースが報じられておりましたが、市内において、そういった被害が発生しているという状況はあるんでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 東大和警察署によりますと、現在のところ、市内でのマイナンバーに関する被害は出てないというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

悪質商法、特殊詐欺、どちらも市民への啓発という点に関しては、これはもうしつこいぐらいに情報提供や周知活動していく必要があると思うのですが、市民の方、特に高齢者の方々へ知らせるための手だて、あるいは取り組みとして、今後さらにどのようなことをやっていこうとお考えでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市内の防犯活動につきましては、東大和警察署及び東大和市防犯協会と連携して対応しておりますが、東大和地区地域安全市民のつどい等におきまして、振り込め詐欺撲滅キャンペーンを実施し、また市民の皆様へ被害防止の啓発を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、市では不審者等が発生した場合、安全安心メールで周知に努めてございます。東大和市報やホームページでも、引き続き広報活動はしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 私どもは、消費者保護の担当といたしましては、今後も多くの人々が集まる市の事業等で周知を重ねてしていくとともに、高齢者を見守る組織との消費者被害に関する情報の共有を行うなど、連携を深めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

防犯パレードについてですが、今回は実施をされなかったという御答弁がございました。これは、東大和警察署のほうの決定ということですが、特に理由ということについては聞いておりますでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防犯パレードは東大和市と武蔵村山市2市を対象にいたしまして、東大和警察署が実施するものでございます。今年度につきましては、2市の防犯協会の都合で防犯パレードは実施しなかったと聞いてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。パレードに関して、東大和警察署のほうで検討するということと思います。

先日、ハーレー隊の方とちょっとお話をしたときに、今回は交通安全市民の集いにあわせて、防犯パレードではなく交通安全パレードをしたということだったのですが、やはり防犯パレードのほうインパクトがあるし、公共性が高いかなというふうな感じを受けたという、ハーレー隊の方の御意見でありました。そういったことで、何がなんでもということではないんですけども、パレードを行うということについて、例えば2市で共同で例えば東大和警察署のほうに働きかけを行うというような、そういうことは行わないのでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防犯パレードにつきましては、先ほど申し上げました2市の防犯協会の総意がないとなかなか実現が難しいというふうに聞いてございます。今後につきましては、東大和警察署のほうで検討されるというふうに聞いてございますので、また地区の防犯協会と連携いたしまして、交通パレード以外の防犯パレードを実施していただくような形で、警察のほうに話を進めてみたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

高齢者を狙う犯罪、特に特殊詐欺というのは手口が巧妙になっているわけであります。また、警察のほうに伺ったところ、多くの場合、今現金を受け取る形式になっている、振り込むよりも現金を取りに来るとい、そういう状況がふえているということでもございました。実際の取り締まり等については、警察の仕事になると思うんですが、市民生活の安心・安全を確保するということは、行政の努めでもあります。ぜひとも、警察との連携を強化しながら、市民一人一人が高齢者を狙う悪質な犯罪に目を光らせ、地域ぐるみで犯罪の発生をなくしていこうとする意識を高めていただくような施策を打ち出し、実践をし、誰もが住みやすいまちづくりを実現していただくように、要望いたしまして、2つ目の質問を終了いたします。

最後、介護予防事業についてであります。

まず、介護予防事業の目的について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 目的でございますけれども、高齢者の方が住みなれた地域で、できる限り自立した生活を送ることができるようにすることということで考えてございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防事業を進めることで、市が得ることができるメリットというのは、どのようなものでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 元気な高齢者の方がふえて、支援を必要とする高齢者の方を支える側にもなっていていただくことで、より充実した支援体制が構築できるということと、また介護予防事業の推進によりまして、健康寿命の延伸につながると、結果として介護や医療にかかる費用を軽減することができるということだろうということでもございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ことしの第1回定例会におきまして、介護予防事業における東大和元気ゆうゆう体操の位置づけについて質問をさせていただきました。その際に、介護予防事業の重要なツールの一つであるという御答弁をいただいておりますが、現時点における取り組みの成果として、介護予防リーダーの育成や東大和元気ゆうゆう体操の普及が進んでいるとのことですが、介護予防リーダーの数、養成スケジュール、そして介護予防リーダーとしてのリーダーさんの活動状況というのは、どのように把握しておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 当市で養成いたしました介護予防リーダーの数でございますけれども、合計で89名になってございます。年度別の内訳、養成スケジュールでございますけれども、22年度に28、23年度に21、25年度に30人、今年度の方が20名ということで、23年度以降の養成スケジュールについては、隔年で実施させていただいております。今回の養成講座でございますけれども、29年度予定してございます。現状の予防リーダーの方の活動の状況ですけれども、3期生までの合計が69名でございますけれども、諸般の事情でできない方もいらっしゃる、現在60名の方が介護予防リーダーとして地域で活動されてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和元気ゆうゆう体操は現在市内19カ所で開催されていると伺っております。以前に質問させていただいた際に、体操の参加者が約400人ということですが、現時点での数値は、どのようなになっているのでしょうか。また、その数値に対して、どのように評価をされておりますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 直近で把握している数字でございますけれども、平成26年度末で510名の参加があるというふうに把握してございます。今議員のおっしゃった400名というところから、100名の増加になっておりますので、介護予防リーダーの方々が地域で確実に活動を継続して根づいているというふうに評価をして

いるところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

まだまだ500人というのが、正直な感じではあるのですが、着実に参加者はふえているということ。また、認知度は必ず高まっているというふうには思いますので、継続して取り組みを進めていただきたいというふう

に思います。
介護予防事業は再来年の4月までに、介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになっているとのことですが、そこでの大幅な変更というのがあるのでしょうか。言いかえれば、新しい制度に移行する前に介護

○福祉部参事(尾崎淑人君) 総合事業の移行でございますけれども、総合事業におきましては、これまで一次

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 第6期介護保険事業計画の基本理念というのは、支え合う地域の中で高齢者の意思が

○福祉部参事(尾崎淑人君) 求めることでございますけれども、介護予防リーダーの活動の目的でございます

以上です。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

元気ゆうゆうフェア2015With健康のつどいについてですが、その開催目的というのは、東大和元気ゆう

○福祉部参事(尾崎淑人君) 介護予防事業の目的といいますのは、要介護状態にならないように予防するとい

○10番(根岸聡彦君) さまざまな世代の方々に知っていただく必要があるということは、私も認識いたしま

○福祉部参事（尾崎淑人君） アンケートがございまして、それを集計いたしまして、大ざっぱな数字で恐縮でございますけれども、50代以下の年代の方が100名以上、来場者がございました。こうしたことを考えますと、さまざまな世代に知ってもらうことができたかなということで、目的は達成できたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今回開催された元気ゆうゆうフェア2015W i t h健康のつどいにかかった経費というのは幾らなんでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） イベントの運營業務委託料として、約500万円がかかってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） イベントの業務委託ということで、たしかJ T Bさんですか、こちらのほうに委託をされたというふうに伺っております。J T Bに支払った金額以外で発生した経費というものはあるのでしょうか。あるとすれば、何にどのくらいかかっているのか教えてください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） ハミングホールの会場使用料及び附属設備の使用料として、約27万円がかかってございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） かかった費用につきましては、いろいろな方々から賛否、それぞれさまざまな御意見をいただいていることと思います。私のところにも、さまざま御意見を頂戴しているところですが、約500万円という金額をかけて開催したイベントとしての評価について伺います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 評価でございます。当日雨天でございましたけれども、約800名の方に来ていただいたということ。先ほどございましたアンケートの中でも、好意的な意見が多数を占めていることということを考えました。また、イベントの内容、ゆうゆう体操の普及ということについても、一定の効果が図れたものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） その金額に対する費用対効果という点については、どのように評価をされておりますでしょうか。その金額に見合った効果ということ考えたときに、市の評価はいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 金額に対する費用対効果ということでございますけれども、市ではなかなか難しい技術やノウハウを生かすことができたイベント内容であったということ。あと舞台上の演出であるとか、出演者の手配、また当日のデザイン、サイン、あとはチラシ、なかなか専門性がなければ難しい業者でなければできなかった点もあったかなというところで、そういう意味で費用対効果はあったと、イベントの中で出たというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど、85%以上の方からよかったという評価を得たという答弁があったと思いますが、残りの方はどのような評価だったのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） アンケートの集計の結果ですけれども、未回答の方が58人、あとどちらでもないという方が16人、あと余りよくない、よくないという方が4人、合計で78名ということでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

こういったイベントというのは、次年度以降も開催を予定しているのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） アンケートの中では、今回の開催を望むという声もいただいておりますけれども、現時点で開催ということは考えてございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今回限りとしているその理由は、どのようなところにあるのでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 東大和の元気ゆうゆう体操でございますけれども、平成24年度から普及啓発を始めて丸3年が経過してございます。こうした中で、一定の認知度は得たと思っておりますけれども、体操にふだん接する機会のない高齢者の方や、その家族の方を考えると、なかなかまだ普及というところにはつながりにくいという点もあったんでございます。ことし4年目を迎えて、普及啓発の一つの節目の時期というふうを考えまして、これまでにない内容のイベントを実施したということで、多くの市民の方には知っていただく機会になったというふうに考えてございます。ただ、こうしたイベントにつきましても、大規模に行うということもございまして、市の財政的なことも考えると、毎年度行うということは難しいのかなというところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） さまざまな世代の方々に東大和元気ゆうゆう体操を知っていただくというのであれば、体操普及推進員の資格要件を緩和するとか、あるいは学校の保健体育の授業の中で取り上げるといった取り組みを検討していく必要があるのではないのかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 養成講座の関係でございますけれども、現在8日間の日程でやっております。この講座の内容でございますけれども、座位、立ち位、座ったり立ったりというところでやっているところで、大勢の人前で体操するというところで、正確にできることも必要だろうということで、一定の現在の講習期間は必要であるというふうに考えてございます。

学校での授業という点でございますけれども、学童期に求められる運動内容であるとか、あるいはカリキュラム、授業時間のバランス等を考えますと、課題が多いのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 課題はたくさんあると思いますが、ぜひ御検討はいただきたいと思っております。

今後の展望として、継続的な場の拡大や動機づけなどの取り組みを検討していきたいとの御答弁をいただいております。高齢者のみならず、若い世代の方々に普及をさせていきたいと考えるのであれば、今まで以上に市のサポート体制を充実させる必要があると思っております。介護予防リーダーさんが、あるいは体操普及推進員の方が東大和元気ゆうゆう体操を行う上で一番苦慮しているのが、場所の確保であるという声を多く聞きます。今回これだけの費用をかけてイベントを開催できたのであれば、もっと非常に少ない費用を投じて活動できる会場を借り上げるといった、そういったたぐいのサポートを御検討いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護予防リーダーの方が活動している中で、場所の確保に苦慮しているということは把握しているところでございます。こうした中、公共施設の予約をしてほしいといった御意見もございまして、他の市民の方々の影響ということも考えると、そういうことも検討して考えていく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。会場の借り上げの費用につきましては、具体的な相談という

のは、まだ受けてはございません。ただ、公共施設に限らず民間企業等の、そういう場所の確保については、そういう可能性も含めて研究していくことは必要なというふうに考えているところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

介護予防事業に対する市の思いにつきまして、さまざま聞かせていただきました。尾崎市長の日本一子育てのしやすいまち東大和を実現していくためには、やはり実際に子育てをしているお母さん、お父さんだけでなく、地域に住まう御高齢の方々の知恵や技術が、どうしても必要になってくるのではないかなと考えている次第です。地域に暮らす子供が社会に役立つ人間として、健全に育っていくために、受け継がれてきた子育ての手法、そういったものを若い世代に引き継いでもらうためには、やはり高齢者の方々がいつまでも元気で社会参加できる環境を整えることが肝要であると考えます。加速度的に高齢化が進む今日、介護予防事業は高齢者だけが受け持つものではなく、若い世代にもどんどん浸透していつもらわなければならない事業であると考えております。そのための元気ゆうゆうフェアであったというふうに理解しておりますし、そこに集まった多くの方々から得たよかったという評価が、その重要性を代弁しているのではないかと思う次第です。

介護予防リーダーの方々を中心とした活動に加え、さらに大きな活動の輪を構築していくことが、現在市に課せられた介護予防事業に対する使命であると思います。今後も行政に対しては、リーダーさんを初めとする多くの方々の声をもって、さまざまな要請をしていきたいと考えておりますが、その一つ一つがあすの健全な東大和市をつくる礎になるということを十分受けとめて、御対応いただくことを要望して、私の一般質問を終了いたします。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 床鍋義博君

○議長（関田正民君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。平成27年第4回東大和市議会定例会において、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

今回私が質問する事項は大きい項目で5つございます。

まず、第1にごみ行政について。

①3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定について。

2番、検診受診率について。

①本人の健康維持及び医療費削減のためにも病気の予防や早期発見が重要である。そのため、少しでも多くの市民に検診を受けてもらう必要があると考えますが、現状と課題についてお伺いします。

大きい項目の3番目としまして、中小企業大学校の活用について。

①として、創業塾を初めとする中小企業大学校での取り組みの進捗時期と今後の予定について。

②として、産業まつり、福祉祭における会場使用についての検証と今後の予定について。

大きい項目の4番目として、小中学校の学力向上について。

①として、市内の小中学校の取り組みを発表する「教育の日やまと」が毎年開催されています。その実効性に関して、教育委員会の見解を伺います。

②として、個別の教師の指導に関して、校長、副校長、教育委員会は、どのように把握し、対応しているのか、その現状と対応について伺います。

大きい項目の5番目として、市内文化交流について。

①として、毎年秋に文化祭が開催され、多くの市民の方が参加、または楽しく鑑賞されているようです。これらの機会をふやすための取り組みについて伺います。

この場での質問は以上とし、再質問については自席にて行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定についてであります。平成27年3月に作成しました(仮称)3市共同資源物処理施設設置に伴う生活環境影響調査計画書に基づき、平成27年11月に秋季分の大気質現況調査と騒音、振動等の現況調査を実施したところであります。また、施設整備地域連絡協議会では、平成27年9月の開催から施設建設の議論とは別に質疑や質問に答える場を設けた中で会議を運営しております。今後につきましても、施設整備地域連絡協議会を初め市民の皆様の理解を得るために、引き続き4団体一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、検診の現状と課題についてであります。現状につきましては、成人に対する検診としまして、健康増進法に基づく胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの5つのがん検診を実施しております。そうした中で、大腸がん検診以外の4つのがん検診受診者をふやしていくことが課題であると考えております。受診者数など、詳細につきましては、後ほど担当部長より説明いたします。

次に、創業塾を初めとする中小企業大学校での取り組みの進捗状況と今後の予定についてであります。創業塾につきましては、平成27年7月に開催し、35名の方に受講していただいたところであります。講師といたしまして、中小企業大学校東京校ビジネストのビジネスコーチにも御登壇をいただき、会場もビジネストを利用させていただいております。

なお、今回の受講生から現在までに3名の方が創業しております。

今後の予定であります。平成28年1月より子育て中の女性、現在働いていない主婦、創業を考えている女性を対象とした創業塾を中小企業大学校東京校ビジネストで開催することとなっております。

次に、産業まつり、福祉祭における会場使用についての検証と今後の予定についてであります。平成27年度の産業まつり、福祉祭につきましては、市役所の耐震補強工事に伴いまして、中小企業大学校東京校をお借りしての開催となりました。例年と異なる会場での開催となりましたが、それぞれの実行委員会が中心となり、周到な準備の上で行事に取り組んでいただいた結果、無事にとり行うことができたものと考えております。今後の予定につきましては、それぞれの実行委員会での報告等を伺った上で検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の学力向上についてであります。教育の日やまとは教育委員会が重点的に取り組みを進め

ている施策について、小中学校の教員や市民の皆様に対して、その成果や課題を発信する場の一つであると認識しております。

次に、個別の教員への指導につきましては、日ごろから各学校の管理職が児童・生徒への指導状況等を適切に把握していると認識しております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市内の文化交流についてであります。ことしで45回を数える市民文化祭では、例年にも増して各部門で若い世代の参加が数多く見られました。手工芸や花道の展示では、子供たちの作品コーナーを別に設けるなど、見やすさの工夫を凝らし、またサポートルームの子供たちの作品展示も新たに加わるなど、市民文化祭の内容が着実に変化してきていることが実感できました。市民文化祭でのこうした新たな取り組みを、まち全体の文化振興につなげるためには、市民の皆様身近な場所で、さまざまな方々による作品を展示し、披露する機会を設けることが大変有効でありますことから、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○**教育長（真如昌美君）** 初めに、小中学校の学力向上についてであります。平成17年度から続いている教育の日やまとは、平成25年度より小中学校の教員や保護者、市民に対して、児童・生徒の学力向上の取り組みについて、その成果や課題を発表しております。本年度は、東大和市小中一貫教育プロジェクトチームが提唱する授業改善のポイントを全体に示し、全ての教員への周知を図りました。その後、学校訪問をして授業参観しますと、そのポイントを意識した授業が展開されており、今後の児童・生徒の学力向上につながるものと確信をしているところでございます。

次に、個別の教師への指導につきましては、各校の管理職が教員の週の指導計画を点検・確認し、定められた授業観察を行うなど、指導状況を把握し、日常的に適切な指導・助言を行っております。教育委員会は各教員の自己申告に基づいて、校長からヒアリングを行うことや、教育委員会の学校訪問、指導室の学校訪問などを通して、状況を把握するとともに、指導・助言に努めているところでございます。

以上でございます。

○**福祉部長（吉沢寿子君）** それでは、各がん検診の受診者数につきまして、御答弁させていただきます。

胃がん検診は35歳以上が対象で、受診者は平成26年度552人、肺がん検診は40歳以上が対象で、平成26年度は792人、子宮頸がん、乳がん、大腸がんにつきましては、通常の検診と5歳刻みの一定年齢の方を対象とした無料のクーポンを送った検診の2種類があります。子宮頸がんの通常の検診は20歳以上が対象で、受診者は平成26年度943人、乳がんの通常の検診は40歳以上が対象で、平成26年度775人、大腸がんの通常の検診は40歳以上が対象で、平成26年度901人となっております。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 御答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問させていただきます。

最初に、お聞きいたしますが、これ毎回聞いている質問なので、現時点で3市共同資源物施設整備協議会以下、協議会と呼ばさせていただきますけれども——におきまして、施設建設に関しての同意を周辺の住民の代表からなるこの協議会において得られている状態でしょうか。

○**環境部長（田口茂夫君）** 協議会の参加者の一部におきましては、いまだ建設自体に反対されている状況には変わりがない状況であります。しかしながら、3市共同資源物処理施設の建設におきましては、地域住民の皆様が一番心配されております環境対策、こちらがあると認識はしております。この環境対策におきましては、

勉強会を初め施設見学会の実施、環境影響調査の状況、さらには施設における環境対策の予定等を丁寧に説明をしていることから、この点につきましては、理解が進んでいるというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君）　ここ数回、会議の進め方について変更がありました。会議を前半と後半に分ける形ですが、これについての経緯を聞かせてください。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　ただいま議員のほうから御質問がありましたように、なかなか協議会全員の了解というのは、いまだ得られていないという状況でございます。そこを払拭するためにも、まずはお互いの距離を縮める必要があるというふうに認識しておりますので、そういったところから各種疑問とか、そういったところに私ども丁寧に答える必要があるということで、また別な日を設けて、そういうことをやるということもあるわけですが、これは議員のほうからもボランティアで皆さんがやっているというような御指摘もございましたので、同一の実施のタイミングを持ちまして、前半、後半というような形で分けて、議論のほうを進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君）　今お話にありましたように、前半と後半と分けたことで、そもそも建設が必要なのかどうかというところの住民の多くの方が思っているようなところを、深堀できるのかなと思って、2回ほど聞いていましたけれども、ちょっと印象で感じたのは、逆に説明をしたい側、衛生組合初め小平市、東大和市、武蔵村山市、4団体というふうに呼んでいますけれども、その4団体の計画をどんどんどんどん進めて、実際に住民の疑問に答えるようなところというのは、逆に時間が短くなったような気がして、深堀できてないんじゃないかというふうに思うんですけれども、そのあたり議論がかみ合わない、もしくはそこで答えられないといったものに関しては、今後どのような対応をしていくのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君）　地域住民の方からの御質問、御意見等について、私どもがこの事業に対する考えをもって対応させていただいているところでございますが、私ども行政側の考えと地域住民の方との理解の乖離があるのではないかという点については、ここはやはり時間をかける必要があるというふうに私どもは考えております。したがって、毎月一度定期的開催させていただいております協議会の中で、時間が足りないという部分につきましては、本年9月から前半、後半というような会議の分け方をしていく中で、足りなときにおきましては、またそこは御要望いただいて、私どもと会議調整の場を設けましょうということで、地域の方との話し合いはできているものと認識しております。

以上です。

○21番（床鍋義博君）　やっぱり、ぜひもともとこの協議会の目的というのは、建設に関しては4団体のほうは持っていますけれども、参加している住民の方は、ほかに反対の意見を述べる場所がないので、仕方がなくと言ったらおかしいんですけれども、それに参加しているという状況が多い方がいらっしゃいます。その場合ですと、やはり相互理解を深めていくために、この部分の時間をきっちりとしていくというのが、今後必要だと思うので、これ前半、後半に分けたからといって、4団体がもともと計画していることを説明しました。説明が終わりましたから、回数稼ぎですよ。そういうような形にならないようにしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまで、議論がかみ合わなかったり、その場で回答できないものに関しては、持ち帰って回答するということがあったはずなんですけれども、その次の協議会に出てみると、そのことが回答されないまま協議会が進

んでいるというふう状況が多々あります。もう一度確認なんですけれども、そういった持ち帰った質問ですよ、そういったものというのは、いつ住民に対して回答をするのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） その場で解決のできない時間的な制約がある中での御質問等につきましては、基本的な回答の場というのは、毎月一度開催させていただいている協議会の場を通しております。協議会の場を通すというところでは、一つには会議録を現在全文でホームページ等へ掲載しているという状況もございますので、そういった意味では広い方の目から、どの部分の答えが得られている、得られていないというところの確認はできるのかなと思っております。ただ、いかんせん全文という形になっていますので、1回、1回のボリュームが多いということもありますので、その辺の整理は難しいかなとは思っておりますが、私たちといたしましては、基本的には協議会の中で回答を出していくという考えに、現在も今後も変わりはないというところで進めていきたいと思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） この協議会が設置される前の準備会ですよ。2年前、2013年12月くらいに始まって、たしか2013年12月18日の準備会で、参加住民の方から次のような質問がされております。「この場で消化できない質問はどうするのか」という質問に対して、松本課長は「質問が多過ぎて答えきれないという場合は、別途の方法、具体的にはいただいたものを持ち帰って、回答を作成してホームページに載せるのと、あとは桜が丘市民センターで閲覧できるような、そんな形で対応をとらせていただければと思います」と御答弁をされております。しかしながら、今お話しされているところでいうと、かなり積み残しというんですかね、持ち帰ったままになっている質問がすごく多い状況です。これは、松本課長が約束されたこととちょっと違うのかなというふうに思いますので、今後はどのようにしていくのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 過去の対応という形の中では、私どもが対応したことではございますが、その点について、私どもとしてはホームページへ具体的に掲載するという事はやっていないというふうにはなっておりますが、個別具体的な中では文書によって質問事項の回答をいただいて、それをその団体にお返しをするといったことは行っているところでございます。ただ、それを全てホームページまで掲載するかというところについては、進んでいないという状況ではございますが、準備会を初め、その後の協議会を26年2月に第1回を開催させていただいて以降、少なくとも会議録全文については、桜が丘市民センターのほうへ閲覧ができるように設置するという事で、当時は対応させていただきました。ただ、その後の状況の中で、なかなか閲覧の度合い等が余りないというような状況もございましたので、現在ホームページのほうへは会議録の全文の掲載というふうになっているところです。ただ、その後協議会を重ねていく中で私どもとしては、答えを当然していくわけなんですけど、ただ類似の質問数という意味で、かなり質問数が多いときであったと思います。ですから、その点については、やはり質問を幾つかに細分化されてしまいますと、やはり私どもとしては答えの大もとというのが、やはり廃棄物処理の考え方に基づいていますので、どうしても答えが類似してしまうという点もございまして、そういったところから質問数が多いところについては、そこはお互いで整理をつけあっていかなければ、なかなか時間が限られている中で全部が回答できるのかという問題も出てまいりますので、そうはいいまして、お互い情報共有等はしていかなければいけないというところで、今後もきちんと努めていくような、そんな考えでおります。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 現在持ち帰って回答できなかった部分に関しては、確かにホームページに掲載がない

ので、今おっしゃったように、積み残しがないような形、ちゃんと前回の協議会で質問があった事項に関しては、ちゃんと次の協議会の最初のときに、前回の質問はこうこうこうでしたと、それに対して、こういう回答ですというものを示していけば、別段新たな項目を設けてホームページに記載する必要はないというふうに思っていますので、全文今議事録確かに記載されて掲載されています。ですから、全て協議会の中で個別に、ある団体のところに回答を返してしまったり、その場になってしまいます。もちろん、桜が丘の市民センターのところに閲覧できるようにしておいたところで、やはりアクセスが悪いです、わざわざ行って見なければいけないので、そうするとやはりホームページのほうを見て、そこで見られるというのが一番便利なのかなというふうに思いますので、そちらのほうで必ず解決していくと、そういう形で協議会を進めることによって、相互理解が深まると考えますので、その点よろしくお願いをいたします。

同じ日の準備会の質問で、意思決定に関する質問もありました。意思決定に関しては、どうするのか、協議会の意思決定に関して、どうするのかという質問です。これに対して、協議会の意思決定については、全体の合議制の機関になりますので、これ松本課長の回答です。「全体の総意をもってという形になります」という答弁をされています。しかしながら、協議会で何度も議論されておりましたけれども、協議会は決議機関、議決機関ではないので、多数決などはとらないという話でした。全体の総意をもって運営するということと、決議機関ではないということですね。確かに違いはありますけれども、運営としてはやはり総意を形成する場ですよね。そういった住民の総意が、こうなったんだという判断というのは、どこで誰がどうやってするんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 当初、平成25年12月に第1回の準備会というのを開催させていただきました。その中で出た質問の中に、協議会を設置するという事は、どういうことかというところでのお話かと思うんですね。あくまでも、私のほうでそのときにお答えしたのは、今議員がおっしゃったように、合議的な形で私たちは考えているという思いを述べております。ですから、そこについて基本的な考えのかわりはないわけですが、その後、年の明けました平成26年から実際に協議会を開催していく中で、設置要項がというところの部分の問題等が出たところで、若干そのニュアンスというのが変わっているのかなというふうに思います。ただ、そのニュアンスが変わったとは言いましても、ただ協議会という形の中で数名の方に複数名出ているので、そこの中でお1人、2人の答えが違ったとしても、最終的には協議会として導くような答えが総意なんではないかというふうに私たちは思っておりますので、あくまでも少数意見を排除するという意味ではなく、最終的な方向性を導くには、やはり協議会として総意で持っていきたいという思いから、そういう考えで現在も進めておりますし、今後も進めていくというようなところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 1名、2名の反対があったから、それは総意ではないから、全体で総意を見ていくという話だったんですけども、これって数を見ているんだしたら、議決と余り変わらないんじゃないですか。どのぐらいの反対数とか、賛成があったら、それは総意にみなすのかというところの判断基準が、すごく今のままでは曖昧なんですけれども、そのあたりの基準というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今議員のほうから質問があったわけですが、今私がたまたま1人、2人という数の話をしたわけですが、どちらかという私ども事業を進める側としましては、数というよりも、やはりもう一つ大きい要素としては、事業の今後あるべき姿、取り組んでいく中身の部分の意見というのは、大変大きいものというふうに思っておりますので、そこはそういう意見の内容も含めた中で、そこは勘案すべきものと

思っておりますので、今私が申し上げましたのは、10人が全員同じ方向を向くことが難しい場合の話として、1人、2人という数を出しておりますので、最終的には御意見の出た中身の当然ウエートにもよるものと考えております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 今のだと、ちょっと私も理解しにくいんですけども、総意ですよ。総意ということ、もちろん全員がそういうふうに向かないかもしれないけど、ある程度の大多数がそっちの方向に向かった場合には、総意とも言えるんじゃないかなというのが普通の考え方なんですけれども、今の状況を見ると、決してそうではないと思っています。ですから、逆に言えば、先ほど一番最初に質問をしたときに、部長のほうから一部のとありましたけど、その一部がどのぐらいで判断するのかは、まだわかりませんが、今の段階で総意、住民の合意を得られていないということですから、このままでいけば総意というのは形成されないというふうには私は判断するんですけども、今の私の考えというのは、ちょっとそちらの考えと違います。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 協議会のあり方の中での総意という部分に関しましては、少なくとも現在行っている姿の形の上では、地域住民の方と、そこはきちんと合意がなされた形で進めてこられているというふうには私どもは考えておりますので、確かにここに至るまで紆余曲折があったということは、当然あるかと思えます。やはり、事業の内容が内容でございますので、ただ現在このような限られた時間の中で会議運営を施設をつくることに特化した内容ばかりではなく、その必要性等についてもお答えをしていく場を、同じ協議会の中で時間を分けさせて実施している。そんな中では、最低限、地域委員の方とのコンタクトというのは、きちんととれて今会議運営ができていているというふうに認識しております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 会議のテーブルに着いたから、同意をしたということではないというふうに言明しておきます。そちらがというのはおかしいな、4団体が進めようとしていることに同意をしたから、その席に着いたのではなくて、その反対をする場所が全くないから、そのテーブルに着いたという方もかなりの数いらっしゃるということを認識していただきたいなと思っております。いずれにしても、この全体の総意ということに関しては、今後またどのあたりが総意なのかというのはもめるというか、論点になると思えますので、またいずれ機会を設けてお話ししたいなと思っておりますけれども、基本構想に関して、合意を得られない場合は、どうなるのかという質問が、そのときにもありました。そのとき、松本課長は「どういうところで合意ができていないのか、そういったことも含めて、皆さんに情報として出していく」と答弁されております。これは、最初の質問のところでも明らかになっておりますけれども、周辺住民の同意は得られていないというところ、全員ではありませんけれども、どこが得られていないかを、いつどの段階で情報として出していくのでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) その辺につきましては、現在協議会の中で定期的な場を重ねているわけがございますので、そこについても、この事業が一つの節目を迎えるときについては、当然私どもが一方的にこうしますというわけにはいかないものというふうに考えておりますので、そこは協議会の場にお話を踏った上で、こういう方向性、この事業の節目を迎えているというふうな、そういう形の進め方を考えているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) そういったことを公表する際に、パブリックコメントのときのように、同じ回答をずらずらと並べるのではなくて、ちゃんと1行とかで終わらせるのではなくて、こういうところがこういう理由

で同意されていないということを、きっちりと示してほしいんですね。そういうことがわからないと、協議会に参加していらっしゃる方には理解できるんですけども、そういったことを公表するという事は、広く3市の市民に対しての公表だと思いますので、それを一読してわかるような形で詳しく説明してほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今後も、そこは民主的に進めたいというふうに考えております。ただ、先ほど議員のほうからございました、この事業に対する反対の声を上げる場が協議会以外にないみたいな部分の発言がございましたが、そこについては、私ども具体的に言えば市役所ごみ対策課というところで、そこは広い意味で話を聞く体制を持っているわけがございますので、少なくとも協議会しかないというわけでは、私たち4団体は考えておりませんので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 準備会のときには、もし住民の方から質問ですよ、もしこれの協議会に参加しない場合、周辺住民の大多数が参加しない場合には、この協議会はどうするんですかといったときに、協議会はそのまゝ設置しますという話だったんですよ。そうすると、そのまま進められては困るから、反対の人たちも、そちらのほうに行かなきゃいけないなということで、協議会に参加しているわけですよ。実際には、声を上げるところがそこだけじゃないと言ひていますが、実際にそこにもし出ていかなかったら、情報も出てこないですし、そもそも論というか、この建設の必要性について、幾ら市役所のごみ対策課で話したところでちが明かないじゃないですか。そういったところを進めるところというのは、要は4団体なわけですよ。そういうところに意見を出すところがないわけですよ。そういう意味で協議会がそういう場ですよというふうに話したわけで、もちろんそのほかに今住民の方は都議会へ請願を出したりとか、いろいろな方法で反対の声を上げられますよ。上げられますけれども、一番この協議会というところが声を上げる場所として、一番適切じゃないですか。そういう意味で言ったわけなんで、今松本課長がおっしゃったことに関しては、何か住民の人が、そこだけじゃないから、どこでも大丈夫ですよみたいな感じというのは、ちょっと違うのかなという感じがしますが、どうですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今まで、私どもが仕事を進めていく中で、ほかの地域や、ほかの方からの、そういう声というのでも上がってきているわけがございます。ですから、そのところは私たちの取り組む姿勢として、協議会だけというふうには決して思ひてないということを、私は申し上げたかったという部分でございますので、ですから市として、いろいろな市政一般に広く意見が上がるのと同じように、3市共同資源化事業について、ほかからも質問等が来るケースは当然ございますので、それについて私どもはきちんと誠意をもって説明するということは、今後も変わりませんし、またそういうところで上がってきた声、意見について、場合によっては必要があれば、それは協議会に戻す必要性もあろうかと思う点から、私は述べたというところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） こうなったら堂々巡りになるんで質問を変えます。

前回の協議会の最後のほうに、小平市の部長ですかね、発言をされて、ちょっとびっくりしたんですけども、またこの発言をするのかなとびっくりしたんですけども、ちょっと長いんですけど引用します。

「焼却施設は小平の敷地でずっと40年、50年とやってきました。本来、次の更新ということになると、ほかの市でやっていただきたいというのが小平市の考え方です。ですから、そもそも論という焼却施設の場所か

ら3市で選んでほしいというのが小平市の考え方です。ただし、いろんな計画があって、4団体にも責任があると思いますが、それでは焼却施設の耐用年数が結果を出すことができないということで、焼却施設の確保ということを私たちは一番優先させています。そのためには、中島町の皆さんに、また更新して、これから何十年とあそこで受け入れてもらうためには、施設をできるだけ小さくして、なおかつ環境対策は万全にさせていただくということが必要です。そのために、前処理として資源物を処理してリサイクルしていくということで、この桜が丘に資源物処理施設をつくっていただくというのが、我々の願いでございます。したがって、小平市の焼却施設でサーマルリサイクルで燃やしてしまえということでは、炉自体を小さくすることはできません。そういうことでは、焼却施設を小平市で受け入れていくことは大変困難なことでございますので、3市の中でやはりその各市ができることをやるということですね、我々は提案しているということですね。ぜひ、理解していただきたい」ということをおっしゃってありました。

この話は、この部長、何度か出てきます。協議会で周辺住民の方に話して効果があるというふうに思っているのかもしれないんですけども、非常に逆効果だなというふうに思っています。すぐ、その場でも反論が出ておりました。一瞬間くと、何も状況を知らない人から聞くと正論のように聞こえてしまうんですけども、まず焼却施設が小平市民にとって迷惑施設であるから、ほかの市にも迷惑施設をつくれと、今議論しているそもそも論というのは、これは違うんですよ。そもそも、つくる、つくらないという必要か、必要じゃないかということが、まずそもそも論なんで、最初から絶対に施設を公設でつくるのだという前提のもとに、これは話しているんです。これが全く違う。この論理の構造を取り違えているのか、もしくはこれを意識的にやっているのかはわからないんですけども、これはなぜこういった議論というのは、たびたび出てくるんでしょう。もちろん、発言した当人でないとわからないと思うんですけども、一応4団体側として発言をしているので、御答弁をお願いします。

○環境部長（田口茂夫君） 御質問者がお話しにありますとおり、小平市の部長さんから、そのようなお話があったということは私も認識はしてございますが、その真意のところまでは、大変申しわけございませんが、なかなか難しいところではございますけども、やはり私ども3市共同資源物処理施設だけではなくて、その先にある焼却施設、粗大・不燃ごみ処理施設も含めて、3つの施設でこの3市の廃棄物処理をしていくというトータルの面で、そういったお話が出たのかなというふうには感じているところではございますが、その後岡村部長さんから、そのような今のお話の後に質疑の後に、またお話がございまして、その中では地域住民の方も一定の理解はされたように、私は感じております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 地域住民の方、一定の理解していましたかね。私、そういうふうに傍聴に行って、そういうふうに思えませんでしたけども、これは感じ方が違うんで、これは幾ら答弁しても無駄だと思うんで、答弁は結構ですけども、小平の焼却施設って必ず言うんですよ。東大和市、武蔵村山市も、ごみの搬入量によって経済的負担をもちろんしています。また、地理的な関係から見れば、東大和市とか、立川市に隣接している土地なんですよ、非常に。今後何十年と受け入れていただく地域にというふうに言っていますけれども、その中には当然、桜が丘の住民が含まれているはずなんですよ。地域で言えば同じ地域ですよ。中島町、桜が丘地域と言っても間違いのない、その一定の地域に、もう一つ施設を建てるという話をしているんですよ。

中島町の方から見ると、一見迷惑施設が東大和につくられるというふうに見えることに関しては、いいんじゃないかなと思うかもしれないんですけども、実際地理的に見ると焼却施設に近いところ、東大和の一番

近いところですよ。自分たちのまちに一番近いところに、もう一つ新しいものができるわけですよ。そういったことを考えると、中島町の住民の方が果たして本当に、これって同意しているのというふうに思います。そこで、前にも話しましたが、中島町の住民にヒアリングをした話をしました。そうしたときには、やはり、もしつくるんだったら、ここから、ここからというのは、中島町からですね。一番離れた場所につくってほしいと、同じ東大和でも、そういうふうに言っている住民がいらっしゃるんですよ。それを、あたかも中島町の代表のように、小平の部長が話すことに非常に違和感を持っております。

行政区画で、こういうのを見るのではなくて、確かに行政区画は小平市ですよ。しかしながら、釈迦に説法かもしれないんですけど、地理的な状況を見ればわかるじゃないですか。あの場所で考えたときに、環境で考えたときには、煙とか、そういう交通とかというものは、行政区画のとおりにはいかないわけですよ。そういう地理的状況で見なきゃいけないんですよ。ですから、今後これからこういう話が出たときには、必ず地理的状況のを中心に話してくださいよ。この場所から何メートル離れたところにあるんですよというふうに話しておかないと、小平市にはつくらないけれども、東大和につくるといって、何となくすごく離れたところにつくるといってイメージだけがついちゃうので、非常に混乱しています、住民の方がね。住民じゃない、住民というとおかしいな、周辺住民じゃない方に関しても、この状況って知られてないと思うんですよ。こういう場所のところに集中してできるんだよということが知られてないんですね。ですから、そういうことも含めて考えなきゃいけないんで、これから今後こういう話が出てきたときには、必ず地理的状況というのを頭に入れて話してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 地域住民以外の方が、この焼却施設、3市共同資源物処理施設、地理的要因がなかなか理解されていないというふうな議員のお話でございましたけども、これに関しまして、もしそういうお話であるのであれば、私どもは的確に情報が提供できてないという点があるのかなと思いますが、場所等につきましては、我々も明確に桜が丘のこの場所、現在東大和市が直接処理をしている暫定処理施設の場所であるということも明確にさせていただきますし、過日議員の皆様にも情報提供させていただきました焼却施設の建て替えの場所につきましても、中島町のこの場所であるという形のを明確にさせていただいているところでございますので、これに関しましては、そういった場所の明示に関しましては、引き続き明確に処理をしていきたいというふうに考えております。

また、議員のほうから中島町の方で桜が丘にというふうな話に反対の意見があるということのお話の御紹介がありましたが、過日私のほうでもお話をさせていただいているかと思いますが、実際に現在も中島町にお住まいの方の御意見として、桜が丘のほうに、こういった施設をつくってほしいという御意見もあるということ、ここでも再度お話をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 両方意見があるということだと思いますよ。全員が全員、そういうふうな意見ではないと思いますので。

施設のもう一つ、先ほど話した内容の中で矛盾点があります。施設の更新時期が迫っているから、早く廃ラ施設をつくらなければならないから、早く結論を出せというふうに、すごく聞こえてまいります。しかし、これって全くもおかしい話ですよ。こうやって、この焼却施設の寿命や更新に関しては、建設当時から何年後というのは大体決まっているわけですよ。更新時期というのは、必ず来るものですから、衛生組合を含む4団体というのは、少なくとも十数年前から、この計画をつくって今も走ってなきゃいけない話じゃないで

すか。それを、さまざまな状況でおくれたということ、今現在周辺住民、桜が丘の建設予定地の周辺住民に押しつけているということは、逆に責任逃れだというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 実質的には、十数年前からいろいろ検討はしてきているところではございます。そういう中で、当市の過去の状況等の中で3市共同資源物処理施設の建設においても、当初の予定よりもずれているということも、我々としては認識をしております。そういう中で、3つの施設を上流からというふうな考え方のもとに、現在この事務を進めているということ。また、焼却施設におきましても、当初の想定よりも若干ずれざるを得ないという状況も、我々としても認識はしてございますし、そのようなことから、この3つの施設を適切な時期に適切な形で建設、または更新をしていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） サーマルで何でも燃やしてしまえというのでは、炉は小さくならないということに関しての質問なんですけれども、焼却炉を小さくするために一番有効な手段というのはなんだと思いますか。

○環境部長（田口茂夫君） 基本的には、焼却炉に投入する廃棄物の減量と、こういうものが一番効果があるというふうには考えております。

○21番（床鍋義博君） 私も同様に思います。一番しなければいけないことを、東大和市はこのごみの総量を減らすために、市民が痛みを伴う有料化を受け入れて、積極的にごみの量を減らしています。残念ながら、小平市、武蔵村山市は、まだこれを行っておりません。ごみの量を減らすのに、一番有効であると今考えられている有料化をしていない市の職員から、有料化の負担をしてごみを減らしている市民に対して、東大和市民に対して、焼却炉が小さくならないのは東大和市民が廃プラ施設を受け入れないからだと言われるような言動というのは、本当にやめてもらいたいです。これに関しての努力を最大限にした後で話すならまだしも、そうではない状況で、感情的に話している感じがするんですね。そういうことを話されると、今まで建設的に何かやってきたことが、全てここで崩れてしまうわけですよ。今後もしこのようなお話があったときには、こういう発言があるということ自体、やはり意識が全然4団体の中で変わってないと思うんですよ。全員が、4団体がまた一致しているかどうかというのは別問題ですけども、一応4団体が協議会の中では発言する場なので、今はそういうふうに話しますけれども、このごみの量を絶対的に減らすという努力をしてないのにもかかわらず、そういった発言が出ることに関しては、どう考えられますかというのを、ちょっと返答は難しいのかもしれませんが、やめてほしいんですよ、はっきり言って。それを言うべきじゃないということ、本当は内部で言ってほしいんですけども、いかがでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 当市におきましては、昨年のご家庭廃棄物有料化ということで、市民の皆さんには多大な協力をいただいているところであります。他の2市についての部分なんですけど、減量を何も努力していないわけではないというふうに思っております。ただ、そこが目に見えて大きい形で減量効果をあらわすための一つの手段としては、確かにおっしゃるとおり有料化というのがあるわけではございます。先般、協議会の中でも今議員からお話があったような、その減量努力というのは確かに施設をつくっていく上では、最大限求められる施策でありますので、そこにつきましては、具体的に申し上げますと小平市さんの場合については、一般廃棄物処理基本計画の中で31年度導入予定というのがうたわれております。武蔵村山市につきましては、同市の計画において30年度のごみ量を見て判断するという流れの中で、昨年度交付金の関係で地域計画を出させていただきました。その地域計画の後段のほうにも、減量化施策というのが交付金をいただく上では求められてきますので、その中で具体的なそれぞれ3市の廃棄物の発生抑制や減量施策というところで、こういった

ことが予定されているのかという考えのほうも、まとめて提出している中では、具体的に有料化というふうなことで明示をしていただいているところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 小平市の部長の発言なので、ここで何回も聞いてもしょうがないかなと思うんですけども、一番ちょっと矛盾だなと思ったところが、これ何度もこの場でも言っていますけれども、現在焼却炉で一番ダイオキシンが発生するものというのは、ポリ塩化ビニールですよね、ポリ塩化ビニールが一番ダイオキシン発生しやすいというふうに言われております。この軟質系のプラスチックは、現在東大和市、武蔵村山市は汚れたものを除いてリサイクルに出していると思います。しかしながら、当の小平市が、これ軟質系のプラスチック全量を焼却炉に持ち込んで焼却しているんですよ。その部長が、減らない、減らないと言って、量を小さくするために廃プラ施設が必要だと言っていることに矛盾を感じませんか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 具体的に、小平市さんのお話が出たわけですが、小平市におきましても、リサイクルセンターというのが、私どもの暫定リサイクル施設の稼働と類似するような時期にオープンしております。やはり、そちらの施設、行かせていただいたことがあるわけですが、老朽化はしているという状況がございます。ですから、小平市の人口がおよそ18万人台からいるのかと思われまますので、そうすると処理量がかなり当然人口に比例して多くなりますので、そういったところでは、小平市としてもなかなかあの施設を改修してくるというのは、やはり難しいという部分があったのかと思うんですね。それは、財政的な面ばかりではないと思うんですが、そういった流れの中では今後小平市も3市共同資源化事業の中で、資源化基準の統一というところで、今現在精力的に収集方法を変えるというところで、事務方が検討している状況でございますので、今後は資源化基準の統一の中で減量化に取り組んでいきたい、そのように思っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 確かに、小平の施設、私も行ったことありますけども、老朽化していることは確かです。人口も多いですから、たくさんのごみが処理しきれないのかなと思いますけれども、その敷地は東大和市のこれから建設しようとする敷地の何倍ですか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 敷地面積で申し上げますと、2倍少しかないというふうに認識しております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 矛盾していませんか。小平の今の施設でやるのは大変なので、新しい施設を建てるんですけども、新しい施設のほうが今の小平の敷地面積より狭いんですよ。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 私のほうで2倍少しと申し上げましたが、ちょっと誤解を招かれてはいけないので、リサイクルセンターとして使っている場所のほかに、小平市さんの場合については、西側に未利用地があるということで、そういったところも含めて2倍を超えるかなというところでございます。

以上です。

○21番(床鍋義博君) これ以上のことは、小平市のことなので、もうこれでやめにしますけれども、最後に協議会に出ている代表の方というのは、これまでの経緯などを結構熟知されています。2年間、ボランティアで毎月1回会議に出て、それに対して調べもするし、以前からその活動をしている、調査をしている人なんかもいらっしゃいますので、この4団体の不満を、そこにぶつけても何の解決にもならないんですよ。かえって逆効果になって、せっかく積み上げてきたものを一気に崩してしまう、そういう危険性もある発言をされることがあるんですね。そうではなくて、将来のちゃんとビジョンを明確にして、合理的、論理的な議論を積み重

ねて、そのためには数値とか、そういったものも必要だと思いますよ。住民の方から、何度か数値とか、いろいろ求められていますけど、なかなか出てきたことがないんですけども、そういったことをちゃんと答えていかないと、これはいつまでたっても合意形成には至らないと思います。最後に、これらを踏まえて今後の協議会の運営に関して、どのように臨んでいくのか伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 協議会に関しましては、今までもそうでございます。住民の皆様の意見に対しまして、的確に真摯にお答えするという姿勢で我々は臨んでいるというふうに考えてございます。また、今後環境影響調査などの数字につきましても、春、夏の部分は、もう既に数値も含めて御提供させていただいておりますし、近々多分秋の分も御提示できると思いますし、また2月以降、冬の分の調査なども実施されるというふう聞いておりますので、そういった調査関係、また過日12月1日に小平市の施設におきまして、ペットボトル、容器包装プラスチックの圧縮の実際のテスト的なものも、濃度測定も実施しております。その際にも、協議会の方にも同席をいただいているようなこともっておりますので、引き続きそういったことも含めて、丁寧に実施をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、そのように進めていただきたいというふうに思います。私もできるだけ、また傍聴に行きたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） では、次の質問に移らせていただきます。

検診受診率について、先ほど御答弁がありまして、検診受診率の人数について、御紹介いただきました。胃がんであるとか、大腸がんであるとか、そういった男女共通のがんの検診率に関しては、比較的高いかなと思うんですけども、女性特有の子宮頸がん、乳がんについては、まだ低い検診受診率なのかなというふうに思っております。これに関しては、現在の理由を考えて、今後どのように対応しているのかを、お聞かせください。

○健康課長（志村明子君） 女性特有のがん、子宮がん、乳がんに関しての受診率についての分析でございますけども、こちらについては平成21年度から、がん検診推進事業といたしまして、5歳刻みの方に無料のクーポン券を送って受けていただくところがございます。しかしながら、思ったほど受診率が伸びなかったという背景に関しましては、職域での検診をお受けになっている方、もしくは人間ドックでお受けになっている方、そういったものの数が入っていないということ、あとそれから検診自体になかなか意識が向かない、そういった方がいらっしゃる、そういった要因により、受診率のほうが高い傾向にあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 厚生労働省のがんの検診のあり方に関する検討会の意見書の中では、検診対象となる住民を広くカバーした検診台帳を作成した上で、コール、リコール、未受診者への個別勧奨と再勧奨を推進することというのが提言されております。このコール、リコールに関しての市の試みは、どうなっているのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 未受診者に関するコール、リコールについての現在の市の実施状況でございますけれども、毎年6月にクーポン券のほうはお送りさせていただいております。それから、半年たったぐらいで、まだ未受診の方に関しては、勧奨のはがきのほうを差し上げて受診のほうを促しているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに、私も前にはがきをもらった記憶がございます。もちろん、すごくそれは有効な手段で引き続き行っていたきたいんですけども、受診勧奨のために電話で行うコール、リコールを取り入れて、効果を上げている秋田県の例などもあります。ぜひ、当市でも試してみる価値はあると思うのですが、そのような議論というのは、これまでできているのでしょうか。また、検討というのは、どういうふうにしていくのかな、検討してほしいんですけども、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 電話によるコール、リコールについてでございますけれども、今現在クーポン券の送付に当たっては、お送りする方の住所までは、こちらのほうでは把握のほうはしてございます。ただ、電話番号につきましては、今まで何かの検診を受けたことがある方はシステムのほうに載っておりますので、連絡することは可能でございますけれども、全く今までどの受診も受けたことのない方に関しては、電話での勧奨というのはなかなか困難な面があるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、やっている自治体もあるので、どのようにして電話番号を把握しているのかとか、そのあたりを研究して取り入れてほしいなというふうに思っております。検診についての先ほど積極的に受けられる方と、そうじゃない方いらっしゃるという話がありました。これ、いいのか、悪いのかわからないんですけど、リピーターという存在がもちろんあるんですね。検診を毎年受ける方は、それはそれでいいんですけども、先ほどの厚生労働省のがんの検診のあり方に関する検討会の意見書で検診台帳の整備というお話を、ちょっとしたいと思うんですけども、これを整備することによって、受けた人と受けてない人というのがわかると思うんですね。先ほどのコール、リコールの費用も、この事務費用もそうなんですけど、この検診台帳の費用も国の補助率が2分の1でありますので、ぜひこのあたり検討してほしいなと考えているんですが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 検診台帳についてでございますけれども、現在健康課のほうでは各種検診をお受けいただいた方に関しては、システムのほうに入力して台帳のほうはつくっているところでございます。全ての年齢の方に関するものについては、今後他市の事例等を調査する中で情報収集のほうは努めてまいりたいというふうに考えております。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、お願いします。

子宮頸がんに関して、当市の検査方法は現在細胞診のみが行われていると思うんですけども、HPV検診も同時に入れることで効果を上げている出雲市や斐川町などの例があります。この件について、当市で検討課題としたことがあるでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 子宮頸がん検診の内容の中での細胞診にかかわるHPVについての検査でございますけれども、こちらのほう今現在東大和市では国のがん基本検診の指針に基づき、子宮頸がんの細胞診のみを行っております。HPVまでの細かい、もうちょっと精密な検査につきましては、その単価等、費用の面もありますことから、そういったものも含めながら、今後情報収集に努めていきたいと考えております。

○21番（床鍋義博君） もちろん予算の制約等あると思うんですけども、先ほどの検診台帳のところでも申

上げましたけれども、同じ方が何度も受診するよりは、今述べました細胞診とHPV検診の両方ではかっている方を、検診をされれば3年間は再検査が必要ないというデータも発表されておりますので、そうすると費用対効果からいうと、こちらのほうがすごく有効かなというふうに思います。ぜひ、効率よく検診を進めてほしいと考えております。

次に、先ほどもピンクリボンキャンペーンの話、他の議員から出ましたけれども、こういうNPOなどと協力して効果を上げている自治体があります。墨田区などは、すみだピンクリボンコミュニティキャンペーンとして、さまざまなイベントに協力してもらうことで、啓発が進んで検診受診率がふえたということです。先ほど、職域の話出ました。男性は結構、職域で、もちろん女性でも働いていると職域での検診というのが行われるので、検診率というのは高いのかなと思うんですけども、結婚を機に家庭に入った女性の場合は、どちらかという検診を遠ざけている要因の一つではないかなというふうに思います。できるだけ検診がしやすいような環境を整えるためにも、こういった民間のNPOであるとか、そういったところと協力しながら、機運醸成をしていくということが必要なのではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん検診の周知につきましては、いろいろと市報、ホームページ等で工夫させていただいているところでございます。乳がんなどのピンクリボンにつきましては、東京都がやるイベントにも参加したり、いろいろ工夫をしているところでございます。NPO等、民間団体を活用した啓発等については、これまで情報収集等していなかったことから、今後そういったところの事例等、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 平成23年度の子宮頸がんの無料クーポンの受診率を、東京都52市区町村分のデータを、この間見ました。そこで、東大和市というのは、どれくらいの順位かなと見たんですけども、これ別にクイズではないので順位は聞きませんが、検診受診率が29.4%で、実はこれ府中市に次いで上から2番目です。非常に、東大和市はよくやっているなというふうに思っております。ただ、国が目指す検診受診率は50%なので、引き続き幅広いところと協力して、検診の仕方も駅前であるとか、そういった利便性の高いところ、また女性が集まりやすいところというところを考えながら、一層の施策をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） がん検診の利便率の向上についてでございますけども、今現在子宮頸がんは個別検診という形で、指定の医療機関に御都合のよいときに行っていただくような形にしております。また、乳がん検診につきましては、検診車のほうを使いまして、また土曜日等の検診車の配備も実施の中に含めまして、利用者の方の利便率の向上を図るようにしているところでございます。人の集まる場所での会場等を利用した検診については、いろいろ関係機関等の調整もありますことから、今後情報収集に努めていきたいというふうに考えております。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、お願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

中小企業大学校の活用について、創業塾の進捗状況は先ほど35名の参加、3名が創業しているということで、非常に率としてはいいのかなというふうに思います。具体的に、どのようなプログラムを行って、創業者が出ているのか。その創業者が、そのプログラムをやったから創業できたのか、そうじゃないかという検討が必要だと思うんですね。今後中小企業大学校、東大和市にあるよい拠点ですので、活用してほしいなというふ

うに思っていますので、そのプログラムの内容について、少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 創業塾につきましては、平成26年10月から国の認定をいただきまして、東大和市創業支援事業計画に基づきまして、特定創業支援事業として国が定める創業に必要な不可欠な経営、財務、販売開拓、それから人材育成の4つの分野を習得して、そちらのほうのプログラムを受けていただきまして、実施しているところでございます。こちらのプログラムを受けることによりまして、創業に必要な知識を得たというようなことでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 3名の方が創業されているということでしたが、この中で市内で開業、創業されたという方がいらっしゃれば教えてください。また、その後その方に対してのフォローアップなどは行っているのかどうか教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 現在3名の方が創業してございます。2名の方が市内で創業しておりまして、具体的にはコミュニティカフェですね。それから、ペットフードの輸入販売、それから市外で企業が海外に進出するためのコンサルタント業を開業してございます。3名の方のフォローアップにつきましては、窓口相談、そちらをビジネスのビジネスコーチの方によってしていただいて、継続して市のほうで、市とビジネスが協力いたしまして、相談の継続をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 次に、女性を対象とした創業塾、来年行われると思うんですけども、それについて教えてください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 市では、子育て支援に関する施策の推進は図っているところでございます。その施策推進に協力するために、女性が子育てしながら働ける環境整備や地域への女性の参画を図るために、女性を対象にした創業塾を企画いたしました。子育て中の女性も参加しやすいように、平日の昼間に開催させていただきまして、小さなお子様がいる方でも参加できるような、一時保育施設等を設けてございます。

なお、講座につきましては、女性が創業しやすい事業内容を主眼に構成してございます。

開催の日でございますが、平成28年1月19日から4日間を予定してございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 一時保育施設を用意するというのは、非常によいアイデアですね。これから、女性の社会進出が多くなるのが、すごく予想されます。そういった中、東大和市が率先して女性の社会進出、それも子育てをしながらビジネスに挑戦する女性を応援していくということは、尾崎市長が掲げる日本一子育てしやすいまちにするという公約にも直結する施策です。ただ、創業塾の最中はいいいんですけども、実際に創業したときに、お子さんの預け入れ先がないと、これ事業として継続していかないと思います。もちろん、通常の保育施設に関しては、御努力されていると思いますけれども、このビジネスに特化したというんですかね、ビジネスを新しく創業して社会進出、女性を応援するために何か特別に東大和市が何か一時保育的なものが継続的にできると、非常に東大和市内だけではなくて、ほかからもすごく女性が起業しやすい場所だなと思って、東大和市に来ると思うんですけども、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 女性を対象とした創業塾、その後の創業後の関係でちょっと今御質問いただきました。

確かに、御質問者のおっしゃいますように、創業というビジネスに特化した、そういった施設があれば、そ

れが一番いいことはいいかなというふうには感じております。ただ、既存の一般の方々との保育の関係、そういったものの施設の関係もございまして、なかなかこの創業塾、ビジネスに特化したものだけの施設をというのだと、予算的なものも考えまして、現状ではちょっと難しいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) もちろん、市が独自にやるというのは、なかなか大変であるので、そのあたりはせっかく中小企業大学校という国の組織があるので、そちらのほうでやっていただけるとうれしいかなというふうに思っております。ですから、そういったことも必要ですよ、起業を1億総活躍時代というふうに言われてますから、そういうことをやるためには、こういう施設も必要ですよということを国のほうに訴えていけば、何も市が全部対応しなければいけないということはないと思いますので、ぜひそういったところに働きかけをすることをお願いしたいというふうに思っています。これは要望ですので、御答弁は結構です。

次に、この創業塾を修了すると、どういったメリットがあるのでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) 市の創業塾、こちらのほうで先ほど担当課長のほうからお話がありました経営、財務、販路開拓、人材育成、この4分野を習得して修了いたしますと、特定創業支援事業の支援を受けたことを証する証明書を市のほうから発行いたします。これを持った方が実際に創業する場合に、例えば法人なりの場合には、法人登記の際の登録免許税の軽減ですとか、それから信用保証協会の関係で創業関連保証枠の拡大、あと創業関連保証の特例、こういったものが受けられます。また、中小企業庁のほうの新規事業の場合の融資の関係で、こちらのほうで優遇を受けられると。そのほか、東京都のほうの制度融資、こちらの場合の金利の優遇の適応などもございます。あと、日本政策金融公庫制度融資、こちらの新規開業資金を受ける際の条件の一つということで、この創業支援というか、特定創業支援事業を受けるということが条件の一つになっております。そんなことで、これを受けた上では今お話したようなメリットが発生するというところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) なかなか金銭面、財政面で、非常に有効な施策がそろっているなというふうに思っています。ただ、どれだけ周知されているのかということがお聞きしたくて、これ今のようなメリットがあるよということを全面的に出すと、まだこれ第1回目なんですけれども、第2回、第3回というふうに創業塾というのは盛り上がっていくかなと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) 今現在も今御質問者からお話ありました1回目の創業塾に当たりましたが、参加募集のPRのためのチラシ等作成させていただいております。そちらの裏面にも、こういった創業塾を修了いたしますと、こういうふうなメリットがありますというようなことも明記させていただいております。今後これからまた創業塾を重ねていく段階においては、同様にこういったもののPRも重ねてしていきたいと思っておりますし、また創業塾開催の際だけでなく、ほかの関連機関等も協力いたしまして、できる限りのPR、そういったものをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 前に質問で、すごいよいポスターだと、「ヤマトDE発進!!」という、非常によいポスターがあったので、引き続き周知活動を図っていただきたいというふうに思っております。

もう一つ重要なのは、創業塾を修了した後、市のフォロー体制がどうなっているかというのをお聞きしたいと思います。

先ほど、創業塾を修了するとメリットがいろいろありました。ただし、東大和市がその後の創業した方に対

して、どのようなメリットを出せるのかなというのが、結構この東大和市の創業塾が盛り上がるかどうかと、そこにかかっているのかなと思います。以前にもお願いしたことがあって、多摩地域で根差した金融機関というのは結構多くあるんですね。そのときに、先日もニュースで西武信用金庫さんの取り組みが取り上げられました。私も、そのイベントに行ってきた、市の担当者も後からいらっしゃるということで、ちょっと私は会えなかったんですけども、後で行ったということなので、そのときの御感想をお願いします。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 東大和市創業塾につきましては、中小企業大学校、東大和市商工会と連携して実施してございます。連携機関と協力いたしまして、創業してからの窓口相談やフォローアップを実施させていただきまして、適切な支援を行ってございます。創業塾修了者に対しましては、国や東京都の補助金及び連携機関や各関連団体からの活用できそうな情報を提供してございます。

それから、先ほど議員のほうから御紹介がございましたビジネスフェア、そちらのほうに私も行かさせていただきまして、市内から3つの企業が参加してございました。いずれも、先端的な仕事をやっている方で、非常に東大和にも、このようなすばらしい企業があるのかなということで関心いたしました。そのお人たちと、ビジネスチャンスを広げるために、いろいろと情報を共有いたしまして、創業希望者に提供したいと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私も、その3社の担当者とお話をしてきましたが、非常におもしろい事業をやっているところもあるなど、初めてお会いした方もいらっしゃったので、東大和にもこういう会社があったのかというふうにしたので、そういったところを支援していくというのは、非常に大事だなというところです。そういったところを、ネットワークをやっぱり金融機関ってかなり持っているんですね。東大和市で創業される方もそうですし、今現在創業されて活動をされている企業を結びつける役割というのは、東大和市が中心になってできるのではないかなというふうには考えております。そういった市がハブとなって、ネットワークを構築してあげることで、東大和市内の起業が盛んになっていくといったことだと思います。今現在中小企業大学校が行われている施策の一つとして、アクセラレータープログラムというものがあります。市は、どのように把握していますでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今御質問者からお話がありましたアクセラレーターコースでございますけれども、こちらに関しましては、ビジネストが実施しておりますもので、創業を目指している個人、それから創業間もない法人、こういった方々のうちの中で日本全国規模、さらにはグローバルな規模での市場拡大を目指す、そういった方々、なおかつ革新的かつ戦略が明確なビジネスプランを持っている方々、そういった方々を対象とした1カ月から6カ月間という、すごい短期間に企業価値の急速な向上を目指すというような、かなり専門的な、どちらかといいますと、経験ある方、知識のある方、そういった方を対象とした創業の支援のコースだというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私も、その会議に何度か参加させていただいてみると、現在8組、自分のプランを出しているようです。非常に、完成度が高くて、非常に市としても頼もしいなと思うんですけども、もちろん市で創業してくれればですよ。ただ、8組の中に保育とか学童に関するプランを持っている方もいらっしゃるんですね。その方に、ちょっと話を聞いてみますと、やはりデータがかなり欲しいらしいです。そういうデータって、なかなか地方自治体が握っていて、インターネットで検索しても出てこないようなものもあるらしく

て、もちろん個人情報保護の問題もあって、全てのデータが公開というわけにはいきませんが、ビジネスに有効なデータというのは、意外と自治体に眠っているんだなというふうに思います。そういったことを活用して、創業をしてもらうということを、東大和市で始めることによって、自治体と連携しやすいという評判は創業する人たちにとって、情報というのは結構早く回りますので、東大和市は結構創業しやすいよという話は、すぐ回ると思うんですね。ですから、そういったことを積極的に開示していくということをしてほしいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 今情報の開示ということで、御質問者のほうからもお話があったとおり、個人情報等の問題も含めまして、そういった部分についての他部署との調整等は必要になってくるかと思っておりますけれども、そういった情報だけでなく、それ以外の部分も含めまして、市が橋渡しの存在、もしくはコーディネーター的な存在、そういったことの役目を果たせるように、前向きに研究はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

ことしの産業まつりと福祉祭、来場者はそれぞれどれくらいか、昨年度と比較してお答えください。

○産業振興課長（乙幡正喜君） まず、産業まつりについて申し上げます。

今年度の来場者は2日間で2万6,000人ございました。26年度の来場者につきましては、2日間で2万3,000人でございました。26年度と比較いたしまして、約3,000人の増となっております。26年度につきましては、初日が雨だったため、来場者が減少しております。

以上でございます。

○福祉推進課長（尾又斉夫君） 福祉祭についてでございます。

11月8日に開催されました福祉祭の来場者数につきましてでございます。

当日は、あいにくの雨天だったということもございまして、今年度の来場者数につきましては、約7,000人でございました。また、昨年度との比較で申し上げますと、昨年度の来場者数が約9,000人でございましたので、約2,000人の減、率にいたしまして約22%の減となりました。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 天候もありまして、簡単に比較することは難しいのかもしれませんが、予想では会場が狭くなって、市役所じゃなくて南側というんですか——に変わったんで減るじゃないかなと思ったんですけども、例年どおり、もしくはそれ以上に人が来たのかなと思っております。お客さんというか、来場者に聞いてみると、これまで市役所でやっていたんで行きにくかったんで、今度南側というか、集合住宅のほうでやってくれたんで、すごく行きやすかったという話も聞きました。逆に言えば、今度北側というんですかね、こちらのほうはすごく来にくかったなという問題が浮き彫りになったかなというふうに思っております。今後やっぱりどちらにやるにせよ、行きづらい、ちょうどいいところってなかなかないと思うんですね。ただ、行きたい、行けば楽しんでいただけるので、また産業まつりということで、市内の産業についての周知というんですかね、そういったことも図られるということで、来場者数というのはふやしていきたいなというふうに思っているんですけども、それに対して、具体的に何か方策というのは考えられているのでしょうか。

○市民部長（広沢光政君） 周知方法ということになってくるかなというふうに思います。

今回、産業まつりが終わりました。産業まつりのほうにつきましては、実行委員会がまだ開催されていませんので、これから実行委員会を開催した中では、来年度以降に向けての、そういったPR方法、会場等も含めまして、検討していく中では話が出てくるのかなというふうに思っています。現状では産業まつりについて申し上げますと、PRの方法というのは、いわゆる市報、それからホームページ、それから実行委員会、JAさんと、それから商工会になりますけれども、各出店の店舗さんですとか、JAの各支店、こういったところへのポスターの掲示等というところで行っておりますので、それ以外に例えばマスメディア等を使ったPRですとか、そういったものができないかという部分について、場合によっては、ちょっと私どものほうからも提案をして検討していくと、研究していくというふうなことで考えておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 両方とも会場が、やはり駐車場がないということで、結構来場者の方から駐車場があればいいなというようなお話も聞いております。市役所の周りに関しては、なかなか今難しいのかなというふうに思っているんですけども、中小企業大学の周りには空き地というんですか、大きい広大な土地があるので、そこを一時的に使用するというのは、これは可能なんでしょうか。

○市民部長(広沢光政君) 今年度、中小企業大学校で産業まつりを実施させていただいた中で、産業まつりにつきましては、今お話があった国有地の一部だと思うんですけども、こちらのほうを実行委員会のほうでお借りしたと。ただし、面積的にそんなに大きいところではございませんでしたので、搬出入関係、要するに出店関係の関係者のみの駐車場ということでさせていただきました。また、もし仮に駐車場という形で使用を一般にも開放するとなりますと、交通量の関係、それだけでなくあそこは非常に多いところがございますし、それから安全面、そういったこともございますので、面積のこともあわせて中で今回はそういうことで関係者だけに使わせていただいたということでございます。

御存じのとおり、市役所を会場にして行っているときにも、産業まつりに関しましては、北側駐車場も含めた形で会場として使用している関係もありまして、どうしても駐車場の確保というものが周辺で難しいということがございまして、現状の中では駐車場というものについては考えているところではございません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 駐車場に関しては考えてないということなんですけれども、今後高齢化が進んでいけば、なかなか市の一番遠いところから市役所、もしくは中小企業大学校に歩いていくというのは難しいのかなと思います。ほかに何か代替手段ないのかなと、例えばシャトルバスを出すとか、そういったことを検討していただければなというふうに思っております。

次に、福祉祭の出店料について聞きますけれども、今回出店料が高くなったという話を聞いております。前回と比べて、今回はどのようになったのでしょうか。

○福祉推進課長(尾又齊夫君) 出店料の金額でございますが、これまでが6,000円で、平成27年度こちらにつきましては、今年度につきましては2万円となっております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 2万円って高くなった理由について教えてください。

○福祉推進課長(尾又齊夫君) 金額が上がりました理由でございます。

主催者側でございます社会福祉協議会では、まず大前提としてございましたことが、中小企業大学校、こちら側にてできるだけ御迷惑をおかけしないということがございました。また、準備期間中にでも研修棟や宿泊

棟、こちらには利用者の方がおられまして、中庭等通路として使用されたりしてございます。これらのことから、多くの団体の車両等の搬入を避けるという意味からしましても、全てのテントを今回につきまして、手なれました業者、こちらに委託することにより、細心の注意を払いまして事故のないように準備を行ったこととございます。そのため、一括して委託したということで、出店料が上がったということとございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 自前のテントを持っているところでも、自分のところのテントを使えなくて、結局あきらめたというような話も聞きます。本来の目的、福祉祭の目的の一つであるところの物品の販売により、福祉団体等の財源の充実を図るといった趣旨とは、若干今回は外れていたのかなというふうに思います。来場者数も減って、なかなか売り上げが上がらなくて2万円の出店料では、とてもやっていけないよというところの話も聞きますので、今後引き継ぎ、来年市役所でやるのか、中小企業大学校で引き続きやるのかというのは、まだわからないと思うんですけども、そういったことも含めて、本来の目的に合った形で進めていってほしいなと思います。これは要望ですので御答弁結構です。

次の質問に移ります。

小中学校の学力向上についてなんですけれども、教育の日やまとについて、昨年も同様の質問させていただきました。昨年度は、保護者の皆さんや地域の方を招いて教職員の1年の取り組みの成果を発表する場でした。にもかかわらず、半数近くの教職員が眠っていることを指摘させていただきました。その後教育長は校長会などを通して、その旨を伝えていただいたというふうに思っております。また、今回は吹奏楽の演奏や朗読劇などを取り入れて、工夫が見られて、少し改善されたのかなと思っています。ただ、若干やはり居眠りをしている教職員がおりましたので、これはまた引き続き注意をしてほしいなというふうに思っております。

今回の発表に関しては、前よりよく理解できたとか、わかりやすくなったなどの効果があったという一定の効果が出了という報告がされました。ただ、これも一つの手法としては重要な要件であると思うんですけども、数値的な指標が余りなかったというふうに思っております。毎年、さまざまな取り組みをされておりますけれども、それがどのように推移していくかを経年で比較していかないと、その取り組みがどう反映されたというのが、非常にわかりにくい。東大和市教育委員会として、どのような指標を示して、それに向かってどのような施策を行っていくのが必要と考えております。

そこで、お聞きしますが、過去5年間の全国学力・学習状況の調査結果について、小中学校の正答率の推移、これは示されて教育長が出している「青い空に浮かぶ白い雲」にも載っているのですが、数値、細かいところは結構なんですけれども、全体の傾向として、どのように捉えていますでしょうか。

○学校教育部参事(岡田博史君) 過去5年間の学力の推移についての全体的な傾向ということでございますが、全体的には全国や東京都の平均に達しているかということにつきましては、事実達していないというところとございます。しかしながら、5年間の中で平均値につきましては、差が縮まってきているというふうに捉えております。特に、全国はまだ差が縮まっているという状況は少しずつですけれども、特に東京都におきましては、今年度かなり東京都の平均値に近づいてきているというような状況が見られております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 今全国ではまだまだだが、東京都では近づいているというのは、それは中学生のことなんですかね、小学6年生で見ると全国平均と比べると、国語で7.2ポイント、東京都平均からだすと、これはもうちょっと開きますよね。算数に関しても、全国ポイントからすると5.3ポイント、ごめんなさい、小学校

6年生の国語で東京都の平均からすると8.6ポイント、だから国より広がってないですか。算数でいくと、全国平均からすると5.3ポイント低くて、算数では7.9ポイント低くなっているということですが、私のこれ数値の見方がおかしいでしょうか。

○**教育長（真如昌美君）** ただいま御指摘があったポイントの差ですけれども、それは全国の方の結果を比較したものであります。それについては、かなり広がってしまったという事実はあるんですけれども、先日届いた東京都の学力・学習状況の調査によりますと、小学校もほとんどの教科で東京都との差を詰めてきております。例えば、国語でいうと大体1ポイント弱、それから社会科でいうと0.1ポイント、それから算数でいうと3ポイントぐらい、理科もほぼやはり3ポイント近く差を詰めてきております。中学校につきましても同様であります。というわけで、それぞれのテストの内容が違いますから、一喜一憂はできないんですけれども、実際そういった中で、学校の子供たちが一生懸命頑張っているというところは読み取れるかなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** 私の見ているデータは4月21日のデータなので、今教育長の最新のデータから比べると、ちょっとそうなのかなと思うので、ちょっと答弁と違うのはしょうがないかなと思うんですけれども、いづれにせよ、まだまだ全国平均から比べると低い状況がずっと続いているということなんです。それを、繰り返す述べますけれども、経年変化でどのようになっているのかということがわかっていかなくて、それを教育の日やまとて示されていないんですね。この取り組みがあったから、この1年取り組みがあったから、これだけポイント上がりました、これだけ下がりましたというのがわかるんですけれども、何となく定性的なデータで前より理解できた、わかりやすくなったというようなものだと、結局それが本当に効果があったのか。あくまでも、前より理解できた、わかりやすくなったというのは一つの指標ですよ。指標なんですけれども、数字にあらわれてこないものなんですね。それを、教育委員会としては数値目標みたいのを出して、毎年これだけはきっちりやりなさいみたいなことをやらないんでしょうかということが、この質問の意図なんですけれども、それに関して、全国の正答率、都でもいいんですけれども、この差を縮めるための数値目標みたいなものを持ってないんでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 東大和市の学校教育振興基本計画というものがございます。こちらの中には、平成30年度までの目標というところで、都の学力調査の意識調査の中で、「楽しい」、「少し楽しい」というような回答で、小学校は現在84%というところを90%にしようとかというところ、そのほかさまざま「学校以外の学習をしない」の回答を減らしていくというような数値目標は出ているところでございます。

以上でございます。

○**21番（床鍋義博君）** それが定性的データと、定性的データと定量的データというのは違って、感想を数値化したのは定性データなんです。だから、定量的なデータ、要は正答率が上がったのか、下がったのかという、そういうわかりやすいものでいえば、そういうことが定量的なデータなんです。そういったものが、数値目標として掲げられないと、毎年、毎年いろんな施策を行っているけれども、それが結果としてあらわれたかどうかというのは、感想でしかないですよという、そういう指摘なんです。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** そのほかにも、読書の未読率の数値、こちらも下げていくと、14%から15%にしよう、中学校では23%から10%にしようとかというところもございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ちょっと、もうあと1分になりましたので、残りの質問まで行きづらいのですが、個別の教師の指導に関して、校長、副校長、教育長というのは、どのように把握しているのかというのを、本当は詳しくお聞きしたかったんです。なぜ、この質問をしたかという、担任とか、担当教科の先生が変わった瞬間に成績が落ちてしまっているという相談を受けて、それは本人の問題なのか、学校の問題なのかということ、もちろんいろんな状況があるでしょうけれども、それを急に担当が変わって下がったのは、子供のせいなのか、教師の教え方のせいなのかということ、学校単位、もしくは教育委員会で把握しているのかどうかというのを知りたかったんですね。それを、今後細かく見ていく必要があると思うんです。それを、先生が変わったからって、対応していくというのは、生徒側の責任ではないですよ。教師側はプロなんです、教えるプロなので、ぜひどういふことを教えて、こういうふうになったのかということも、細かく見ていってほしいんですよ。そうでなければ、これ親御さんに話を聞いたときに、聞き取り調査をしたときに、名前を出さないでください。学校に子供が行っているんで、うちとしてわかってしまったら、すごく嫌だということがあるんで、声というのはなかなか出てこないんですね。そういう声を拾う方法を、ぜひ考えてください。やっぱり、予算が限られている中で、なかなか難しいとは思いますが、そういったことが今後の東大和市全体の教育のレベルを上げていく一つの方策だなどというふうに思っております。これ御答弁結構です。

申しわけないですが、市内の交流については、また次回以降にさせていただきます。

以上で質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（関田正民君） 次に、9番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[9 番 中村庄一郎君 登壇]

○9番（中村庄一郎君） 9番、自由民主党、中村庄一郎です。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

学校についてでございます。

1として、トイレの改修について。

アといたしまして、現状について。

イといたしまして、環境の改善について。

ウといたしまして、改修の計画について。

2といたしまして、学力向上について。

アといたしまして、現状について。

イといたしまして、今後の課題についてでございます。

再質問におきましては、自席にて行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

[9 番 中村庄一郎君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、小中学校のトイレについてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは、大変重要であると考えております。引き続き、適切な施設整備に取り組んでまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学力向上についてであります。学力向上は学校教育における重要な教育課題であり、児童・生徒一人一人に確かな学力を身につけさせることが必要であります。国や東京都の学力調査の結果等から、当市の児童・生徒の学力の現状は着実に改善されつつあると認識しております。今後は、各種学力調査等の結果を分析し、各校の課題を明確にし、改善に向けて取り組むことが重要であります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、学校トイレの現状についてであります。学校におけるトイレの老朽化が深刻な問題であることは十分認識しております。学校施設につきましては、これまで児童・生徒の安全を第一に環境改善に努めてまいりました。その中で、校舎、体育館の耐震補強工事、普通教室の冷房化を終え、現在外壁改修工事、内部の非構造部材の調査等に取り組んでおります。東日本大震災後、非構造部材の耐震化が新たな優先課題となりましたため、大規模なトイレ改修を見送り、児童・生徒の安全を第一に耐震対策に取り組んでおります。

次に、環境の改善についてであります。平成27年度に第二中学校では専門業者による尿石除去の清掃委託と、第四中学校ではトイレの既存タイルの床に消臭機能のあるシートを張る工事を行いました。尿石除去の清掃委託につきましては、日常的な清掃では取りきれない臭気や汚れなどに、一定の効果が認められることから、定期的な専門業者による清掃の実施も有効であると考えております。平成28年度からは、においが余り感じられないトイレも含めて、予防的に毎年、小中学校15校のトイレの尿石除去の清掃を新たに計画しております。

次に、改修の計画についてであります。大きな予算を伴う大規模なトイレ改修につきましては、非構造部材の耐震化に一定のめどがついた段階で、改めて計画してまいりたいと考えております。

次に、学力向上についてであります。平成27年度の児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果においては、東大和市の児童・生徒の学力状況は一部教科で東京都の平均を上回る学校が複数出るなど、着実に改善の兆しが見られています。今後取り組むべき課題につきましては、一層授業改善に努め、児童・生徒にとってわかる授業を展開していくことが大事であると考えております。

また、一人一人の児童・生徒に応じた指導を充実させ、学ぶ意欲を高めることに配慮することも大切であると考えております。

一方、家庭における課題は、基本的な生活習慣や家庭での学習習慣が身につくようにしていくことが大切であると考えております。教育委員会といたしましては、小中一貫教育の取り組みを進め、今後も全ての学校でわかりやすい授業が展開されるようにしてまいります。

さらに、個に応じた指導が進むよう、引き続き人的な配置も行ってまいります。

また、家庭学習の定着を図るため、学校が家庭に働きかけたよい事例を各校に紹介するなど、学校と家庭が連携して教育に取り組めるよう、さまざまな支援をしてまいります。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

今回の学校のトイレにつきましては、もう過去にさまざまな議員のほうでいろんな一般質問で出ておったこととございます。また、PTAのほうからでもたくさんの要望ということで出ておったようでございますが、実はこの質問に当たりまして、過去の資料をずっと調べてみましたら、私が平成17年6月に一般質問しようと

思いつく資料がございました。学校トイレの問題に関する考察というふうな題をつくって、学校トイレはなぜ嫌われるのか、平成17年6月にこんな考察という形で私がつくらせていただきました。一部、この中の10年前でございすけれども、内容をちょっと読まさせていただきます。

1996年当時、学校トイレの改修は一部の自治体を除き、建築後20年以上経過した校舎の大規模改修工事の際にするのが一般的であった。しかしながら、学校のトイレは乱暴に使われたり、掃除、メンテナンスが行き届いていないこともあり、建築後20年未満の多くの校舎のトイレが子供たちから5K——暗い、臭い、汚い、怖い、壊れていると言われ、排便を我慢している子供たちの存在が指摘された。近年、学校トイレの修繕が数多くの自治体議会で議論され、またマスメディアで報道されたこともあり、2001年度に校舎の建築年数にかかわらず、改修が必要とされる公立学校のトイレについて、改修工事費の3分の1を国庫補助する制度が創設された。結果、大規模改修時にトイレ改修する自治体が39%、この制度により別途予算化し、改修する自治体が22%、現在実施を検討中が7%と、相当数の自治体が学校トイレの改修に取り組むようになった。

しかし、財政的な問題もあり、20%の自治体を手つかずの状態でもある。その中で、なぜ臭いのか、学校のトイレはなぜ臭いんだろう、それはトイレが排泄の場であるからだ。当然、日常から掃除を行っているとはいえ、長年使用し続ける間には排泄物が少しずつ付着していき、においのもとになっていく。そして、そのにおいには大きく分けると尿のにおいと下水のにおいの2種がある。以上、においの発生の仕組みを示させていただきます。

便器周辺の尿水の飛び散り、飛びはね、落ち、滴が原因、床がタイルの場合、タイル表面に尿汚れ、水滴がカルシウム成分で固着し、特にタイル目地に尿水、汚水がしみ込んで悪臭が発生する。下水のにおいの主な原因は、排水管内の汚物である。床面に設置してある洗浄水を排水するトラップは、ほとんど洗浄していない上、内部に必ず臭気だめが入っているが、まれに無設置であったり、または長年取り出していないため、トラップ内側壁面とともに腐食して水がたまらず、空洞となって下水臭がトイレ室内に立ち込める場合がある。

こんなような、ちょっと考察をしております。

実は、もうこの10年前の話になりますけれども、先ほどちょっとお話した中では、もう数カ所の都内の学校では、本当に近代的なトイレに変わっている学校が非常にたくさんあられました。皆様には、ちょっとお見せできないんですけれども、そのときに実はそういう排水関係ですとか、トイレ関係のメーカーの協力と、それから1級建築士の協力と、内装業の業者の協力を得まして、いろんな資料を取り寄せさせていただきました。その中では、非常に新しい学校の、もう本当に近代的なトイレの様相も、ここには記してあるわけでございます。皆様には、ちょっとお見せできませんけれども、それほどもう10年も前から、そういう形のものが学校によっては、もうできていたと。

実は、なぜこれを言いたいのかといいますと、この次の学力向上についてということにかかわってくるんですよ。やっぱり、子供は学校の中で1日の相当な時間を過ごすわけですから。その中の生活ですよ。生活の一部の排泄という行為について、やはり環境を整えてあげるといことは、そういう面では学力の向上にもつながる部分には、大きく影響しているのではないかと思います。

この中で、実はメーカーがある学校のトイレの修理をしたときに、ここにデータがございます。ちょっと、これを私が特別にいただいたものなので、また皆さんにお見せすることできませんが、洋式と和式、どららのトイレを使いますかといったときに、洋式のトイレが51%使うんですけれども、半分の方が10年前に洋式のトイレが半分の方が使われるということなんです。その中では、学校のトイレで大便をすることに対する、

ちょっと恥じらいみたいなのがある反面、低学年は家庭トイレと同じ感覚で小用も洋式大便器ですということなんですね。それなので、やはり和式のトイレは使うのが、使い勝手がちょっともうなれていないということなんだそうなんですね。あと「学校トイレでうんちをしますか」と質問に対して、「しなくなったときは、しょうがないからする」というのが39%、「しなくなっても家まで我慢する」というのが20%なんですね。「家でしてくるから学校ではしたくはならない」というのが36%あるんですね。女子と異なり、小便器と大便器が分かれている男子の場合は、ブースに入ること、要するに大便をするところへ入ること自体が、何か羞恥心があるということなんだそうなんです。そういうこともあって、このパーセンテージになっているようなんです。ですから、いかにトイレが生活の中の一環として、子供たちの環境に影響が大きいかということ、ここで言いたいわけなんです。

それでは、今までの話を踏まえて、再質問に移らせていただきます。

老朽化が進んでいる中で、PTAからは多くの要望が出ていると思います。PTAの経験をさせていただいた当時から、要望が先ほどもお話ししたように出ていると思うんですけども、私も経験させていただいた当時から出ていると思うんですけども、教育委員会はどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** トイレの改修につきましては、明るくきれいで使いやすいトイレなど、多くの要望をいただいております。その中でも、特に臭気の改善に加え、便器の洋式化について要望が多くなっております。大規模なトイレを改めて改修する際は、排泄の場に加え、交流の場の役割も果たせるよう、トイレを計画する際は考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○**9番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

新聞などでは、子供が和式トイレで困って、学校ではトイレを我慢していることなどということで、目にしますけれども、現状をどのように認識しているのか、お伺いをしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 一般的に家庭や施設のトイレは、ほぼ洋式便器になっていることから、戸惑いを感じている児童や生徒もいるかと考えております。また、学校では小学校入学時に児童が和式便器も使えるように、保護者をお願いをしているとも聞いております。現在家庭や施設などのトイレが、ほぼ洋式便器であり、過去と比較して、現在の児童・生徒のトイレに対する思いも変わってきているのではないかと認識しております。

以上でございます。

○**9番（中村庄一郎君）** 先ほどの私の考察を読ませてもらいましたが、10年前でもそういう傾向がかなりあったわけでございます。そんな中では、老朽化したトイレでは使用する上でふぐあいはないのか伺いたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 現在は大規模な改修は実施できておりませんが、施設の劣化状況につきましては、確認しながら、また見きわめながらふぐあいがあった場合は、個別に修繕や改修工事を行い、適宜対応しているところが現状でございます。

以上でございます。

○**9番（中村庄一郎君）** 今現状の中で、各家庭でももう洋式トイレが当たり前のことになっております。現状洋式便器は、どの程度の割合で設置されているのか。また、今後どの程度の割合で考えているのか、お伺いしたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** 現状でございますが、小中学校全体では約1,400個の便器がございます。そのうち、大便器が約850個設置されまして、和式と洋式の割合といたしましては、和式が7割、洋式が約3割となっております。また、洋式便器につきましては、最低でも半数以上は必要と考えております。全て洋式ではなく、依然として和式についても必要性は考えられることから、学校と調整をし、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**9番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

実は、この質問、平成25年の第4回の市議会定例会の一般質問で取り上げさせていただきました。前回の質問の後、環境改善に向けて、どのような対応をされたのか伺いたいと思います。

○**建築課長（中橋 健君）** いずれも試行的なんですけれども、平成25年度末には二中の2階の東側の男子トイレで尿石除去の清掃、それとあわせて3階の男子トイレでは、床にシートを張る乾式化の工事を行いました。また、平成26年度には四中の一部のトイレで床のシートを張る乾式化を行いました。また、このような試行的に行った結果、一定の効果が認められたことから、平成27年度においては、二中の全てのトイレで尿石除去の清掃を行い、四中の東側のトイレでは床の乾式化を行いました。

以上でございます。

○**9番（中村庄一郎君）** 確かに、においの部分では、そういう意味では多少におわなくなってきたのかなというふうなことも思われます。また、この25年の前にも質問させていただいたときも、学校単位で床の乾式工法ということで、排水管を埋めて排水管から悪臭が出ないようにというようなこともされたのも、私は記憶しております。

それでは、便器の洋式化など、多くの要望がある中で、大規模なトイレの改修を行うまでの間、どのような対応をしていくのか、教育委員会の考えをお聞かせください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現在教育委員会の学校施設に関しましては、非構造部材の耐震化でございます。外壁の改修工事を実施しております。また、内部の非構造部材の調査も最優先をして取り組んでいる状況でございます。引き続き、尿石の除去の清掃の委託、あるいは床のシートの張りなどを検討してまいりたいと考えております。また、便器として和式の便器の交換が必要になった際には、あわせて洋式の便器への取りかえを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時52分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**9番（中村庄一郎君）** それでは、実施計画において平成28年度に計画しているトイレの対応事業の内容をお伺いいたします。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 平成28年度から、においが感じられない、あるいは余り感じられないトイレも含めて、予防的に毎年1回、全小中学校15校のトイレにおきまして、尿石除去の清掃の委託を新たに計画してございます。これによりまして、日常的な清掃では取りきれない便器、あるいは床の付着した尿石を除去し、

これによりにおい、臭気の抑制を図る、そういう形でよりよい教育環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 学校のトイレの環境を改善に前向きに対応する姿勢は理解をできました。ただ、学校のトイレは生活様式の変化に伴い、家庭のトイレと大きな隔たりがあります。PTA等からも、トイレの改修の要望が非常に多いようであります。児童・生徒の安全を第一に耐震化、冷房化、非構造部材の耐震化を進めることは理解しておりますけれども、このままではトイレの改修は何年も先になります。もう既に、先ほどの10年も前からいろんな意見も出ております。トイレの改修に向けて、モデル校の1校でも着手していただいて、トイレの洋式化を試行的に、ぜひ進めていただきたい、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど、お話がありましたように、今現在市では東日本大震災以降、子供たちの安全ということで、躯体工事、そして体育館と、そして今現在は外壁と、それから非構造部材という形で進めてきているわけでございますけれども、この間市P連の懇談会で要望事項がいつもならたくさん出すところを、市P連の方々も出せばいいという問題ではないということで、3点ほどに絞って、これだけは何とかしてほしいんだということで、要望事項は3点ほどだったと思いますけれどもありまして、そのことについてお互いに意見交換をするということで、私も好きなことを言わせてもらったところがあるんですけども、そんな中でこのトイレにつきましては、何としても何とかならないのかということで、その中では今の子供の安全ということで、耐震関係をやっているんだということで、理解はいただいているわけですけども、そんな中で大変だろうけど、何とかならないかという御要望等もございましたし、そういうものを含めまして、今後も便器の洋式化につきましては、いろいろといろんなところから御要望いただいているということは、私どものほうも十分理解しているところでございます。

また、よく学校へ行ったときに、トイレは私も使わせていただくんですけども、やはりそういった意味で子供が学校生活をする上では、そういった環境もよくする必要があるかなというふうには考えているところであります。また、そんな中で便器の洋式化というのは、喫緊の課題ではないかなというふうに認識しております。ですから、来年度、28年度、どこか試行的にできるような体制ができれば、試行的にやっていければいいかなというふうに思っているところです。

以上です。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。市長から、実に前向きな答弁でございまして、これからトイレの改修に力を入れて臨んでくれるということでございました。

実は、改修によって学校のトイレが明るくてきれいでにおいもせず、入りやすい場所になれば、そこを利用する生徒の中に大切に使うという意識も芽生え、先ほどちょっとお話ししました5Kですね——暗い、臭い、汚い、怖い、壊れている、今は怖い、壊れているというところは、今ないようでございますけれども、こういうものが解消が可能になっていくと思われまます。トイレの改修は、単に老朽化し、臭いトイレを快適にするという目的だけではなくて、生徒はもとより、そこを利用するあらゆる人々の正義感、責任感、自主性、公共心を育む心の教育となると思われまます。よって、今後各学校の老朽化したトイレ改修工事を自治体にとっては、とっても重要な課題として検討する必要があるというふうに思われまますので、先ほどは市長から非常にありがたい前向きな答弁をいただきました。ただ、非常に安い予算で先ほど言った5Kとなってしまったトイレを改善、改修できるに越したことはないのですけれども、現実的に考えると、既存のトイレの概念を根本から変更

して、全体改修を行うことが最善であるというふうに思われます。予算の小出しによる中途半端な改修は、一時的な効果を得るのみに終わるおそれがございますので、ぜひ先ほど市長のほうから前向きな答弁をいただきましたので、ぜひそのところはよろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、学力向上についての再質問させていただきます。

先ほど、教育長から学力の現状は着実に改善の兆しがあるとの御答弁をいただきました。もう少し具体的に、現状がどのようになっているのか、どの部分が改善の兆しと言えるのか、お伺いをいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 具体的に学力の状況、現状がどうなっているかということ。また、改善の兆しがどの部分かということでございますけれども、全国学力・学習状況調査、また東京都の学力向上を図るための調査の結果におきまして、全国や東京都の平均正答率には東大和市全体として、どの教科もまだ到達していないというような状況でございます。しかしながら、1校、1校の状況を見ますと、一部教科におきまして、全国平均、または東京都の平均を上回る学校も年々ふえてきているというような状況がございます。

また、改善の兆しと言える部分につきましては、小学校5年生の児童が中学校2年生に3年間で進学したそのときのデータを見てみますと、正答率での東京都の差が3年間、その3年間で縮まってきているというようなデータもございます。そのところから、改善の兆しというふうなことで見ております。

以上でございます。

○**9番（中村庄一郎君）** 1校、1校の状況で、東京都の平均を上回る学校と、そうでない学校があるということは、学校によってかなりの学力の差があるということなんでしょうか。もし、その差があるとすれば、それに対応するために、どのような取り組みをされているのかお伺いいたします。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 1校、1校の状況を見ますと、学校によって学力の差があるということにつきましては、確かではございます。しかしながら、このことにつきましては、学力調査の年によって対象学年が違ってきますので、東京都は5年生、全国は6年生ということで、その対象学年に違いがあると、要するに年度ごとに状況の様子が違うということがございますので、一概にこの学校の状況はこうだということとは言えません。各校では、自校の課題を明確にしまして、さまざまな取り組みを展開しているところがございます。例えばある小学校では、中学校と同じように学期末にテスト期間というものを設けて、目標を持って勉強に励むような、そういう環境をつくっている、そんな小学校もございます。また、ある中学校では無料の塾経営者と連携をしまして、放課後に補習教室というものを実施して、学力を高めるというような努力をしている中学校もございます。教育委員会といたしましても、小中一貫教育の取り組みを通しまして、市全体の学力向上が図られるように、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○**9番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

今答弁があったように、教育委員会でも小中一貫教育などの学力向上のために力を注いでいるところだというふうに思いますけれども、今年度新しく取り組まれている事業も含めて、その進捗状況をお伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 小中一貫教育につきましては、今年度は小学校、それから中学校、特別支援学級の先生方が一緒に授業づくりをするというようなことを行いました。実際に研究授業を通して、自身の授業改善に努めるという実践を行ったわけでございます。どの学校でも、子供たちに学習の目当てを持たせるということ、それから友達と学び合いをさせるということ、学習の振り返りを行うというようなことを、確実に

行おうということをみんなで確認いたしました。先日行われました教育の日やまとおきましても、このことについては全体で確認をしたところです。

今年度新たに実施している取り組みにつきましては、一人一人の子供たちに応じた指導が、これまで以上にできるように、事業者と協力して指導に当たる協力指導員、ティームティーチャーというふうと呼んでおりますが、そちらであったりとか、また小学校には特別に配慮を要する児童に寄り添いながら、指導に当たる学習支援員を各校に配置しております。また、放課後や土曜日等に補習教室を実施する際には、その指導員を配置できるようにも、教育委員会ではしたところでございます。人的配置を通しまして、落ちついた環境の中で集中して学習に取り組むことができているというふうに認識してございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 今までの取り組みから、ある程度着実に子供たちの学力が向上してきていることは、大体わかりました。しかし、課題も多くあるかとは思いますが。また、どんなところが課題であると教育委員会として分析されているのかを、お伺いしたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 課題につきましてですけれども、子供たちの課題につきましては、学習規律というところは、各小学校、中学校とも整ってきたというふうに思っております。あとは、学習習慣というものをも身につけていくと。そして、学習意欲を高めるというようなところが課題であるというふうに認識しております。それには、当然学校や家庭での大人の力というものも必要であるかというふうに考えております。学校での教員の課題というものにつきましては、やはり授業力を高めていくというようなところで、子供たちが興味を持って授業に臨める、またその中で使われる教材もそうです。また、学習方法というようなものも研究していくことが重要だというふうに捉えております。

また、家庭におきましては、家庭学習の習慣、こちらが身につくように、学校と協力して生活習慣を改善していくというようなことも含めて必要であるというふうに考えております。調査等を見ますと、家庭においてはテレビの視聴時間とか、または携帯やスマホを扱う時間というもの、かなり東大和市の小学校、中学校の児童・生徒が長い時間、テレビ、スマホ等にかかわっているというようなデータもありますので、そちらのほうも改善を図るような努力を家庭とも連携して行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） それでは、その課題を受けて、これから教育委員会として、どのような取り組みを進めていこうというふうに考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） まず、教員のことにつきましては、やはり授業力の向上を図るために、研修が一番大事かというふうに考えております。また、各校で取り組まれている学力向上のための取り組みで、成果が上がっているもの、そういうものを各校に紹介して、そして全校で共通して取り組むというようなことも検討しなければいけないかなというふうに考えております。

また、基礎的な学習習慣というようなものを身につけるところから、こちらは徹底的に指導しなければいけないと考えておまして、例えば学校訪問に行きますと、子供たちの鉛筆の持ち方が正しく持てているかどうか見ますと、半分近く持っていない子供もおります。そういうところから、例えば鉛筆を正しく持てるようにするための月間を設定したりとかいうことも考えられるかなというふうに思っております。さらに、学校とそのようなことにつきましては、連携を図っていきたいと思っております。また、今後は小学校低学年のうち、小さいうちから、または中学校では1年生から、基礎的な学力がつくように支援を行ってほしいというふうに考え

ております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

非常に、いいあれだと思うんですね。やっぱり、勉強するには姿勢が大事、それから環境をどうやってつくっていくかということだと思うんですね。今言われた、私もある地方の若い先生のお話を聞きますと、その先生なんかは授業中に鉛筆3本しか持たせないと言うんですね。鉛筆は必ず削って使いなさいと。シャープペンは使わせないと。それは、筆圧の関係なんかもあって、字が上手に書けるというふうに、きれいに書けることから授業を、どういうふうな姿勢で求めるのかということとをされるなんていう方もいらっしやいました。

それでは、学力向上を図るためには、家庭での課題も大きな要素になっているようですけども、家庭と学校や教育委員会との連携について、お伺いをしたいと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） 家庭での課題ということで、家庭と学校、そして教育委員会との連携についてでございます。

学校においては、学校公開、そのほかさまざまな機会を活用いたしまして、学校の取り組み、または成果というものを広く発信しているところでございますが、こちらも今後も幅広く発信し、伝えていくことが必要であるというふうに考えております。その意味では、先ほども申し上げました先日行われた教育の日やまどにおきまして、学校と家庭とが、さらに協力して児童・生徒の教育に当たっていかうとする、そういう機運を高めていくということが必要で、その改善を図っていくことが必要であるというふうに考えております。

また、家庭での生活習慣、そして学習習慣というものが身につくように、再度教育委員会が発行しております、平成25年度に発行いたしました家庭学習の手引きというものがございますけれども、こちらのほうを再度家庭のほうで、もう一度見て、熟読していただいたりとか、また各校での独自の家庭学習に対する取り組みを強化したりするということをしていきたいというふうに考えております。例えば夏休み等の長期休業明けのと1カ月間、家庭学習カードに取り組んで、保護者には具体的に家庭学習のポイントというものを示して、家庭での協力をお願いしていると、そういう具体的な取り組みを進めている学校も中にはございます。こういったように、学校と家庭が一体となって取り組むことが、やはり子供の学力向上を高めるということと考えておりますので、そのような取り組みを今後進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

学力向上について、今後の方向性についても理解することができました。また、子供たちの学力が上がることは、学校だけでなく、もちろん保護者や地域の方々も本当に願っていることであります。ぜひ、全ての子供たちが進んで学習に取り組んで、わかった、勉強が楽しいと思ってもらえるよう、取り組みを進めてもらいたいというふうに思っておりますけれども、最後に教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（真如昌美君） 本年度、尾崎市長が主宰しました教育の総合教育会議を開きましたけれども、その中で市長から大綱が示されました。その大綱は、市長が御自身の教育にかかわる内容についてまとめられて、一緒にやっつけようじゃないかという、そういう役割を持った大綱であります。その大綱をしっかりと、こちらでも受けとめまして、さらに今お話がありましたように、学力の向上を含め、子供たちのさまざまな能力を引き出していく努力を続けていきたいというふうに思っているところであります。

毎年、教育委員会では一生懸命頑張って、かなりの成績を上げたお子さんについては、一堂に会しまして簡

単なお祝いを差し上げているんですけれども、ことしは大変それが多くて、全国に行ったお子さん、それから東京都で大変優秀な作品を出したお子さん、もちろん野球も吹奏楽も、それぞれ大変優秀な成績を残してくれております。そういった直接、算数がどうだ、国語がどうだということ以外に、もっと根幹となる部分が人間としての一番大事なところが、非常によく育ってきているので、必ずそれをこちらでも受けとめて、認め励ましていくことによって、そんな時間がかからないというふうには思っていますけれども、学力のほうについても向上が期待されるものというふうには思っております。地域、保護者と一緒に大和総力を挙げて、子供たちの健やかな育ちを応援していきたいなというふうには思っているところであります。今後とも、どうかよろしく願います。

以上でございます。

○9番（中村庄一郎君） 教育長の力強いお言葉、ありがとうございました。

学力向上については、今後の方向性について、お示しをいただきましたので、着実な取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。また、東大和の子供たちが学ぶことが楽しい、もっと学びたいと思えるような取り組みを、教育委員会と学校、家庭が連携、また協力して実施されることを期待いたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 野 志 乃 夫 君

○議長（関田正民君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告順に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず1点目です。玉川上水を世界遺産にする運動への参加をとということであります。

玉川上水を世界遺産にしようという市民グループの呼びかけで、行政の関係者の中でも、その機運が高まりつつあると思います。いろいろ意見はあるんですけれども、少なくともそういう動きが今いろんなところで動きが始まっています。本来なら、なかなか世界遺産というものが当初は、そんな身近なものではありませんでしたけれども、この間日本における世界遺産の認定といいますか、明治の近代化に関する、そうした産業遺産等、そういったものもどんどん認定されている。そういった中において、玉川上水そのものの価値というものが、やはり再評価されてしかるべきではないかと、そういう観点から、そういったことの関心を私自身も持っているところであります。

そして、東大和市自身は玉川上水が直接かかわっているわけではありませんけれども、ただちょうど玉川上水駅のあその場所のすぐ南側にある小平の監視所のところから、実際は野火止用水がつくられて、実際東大和市域、野火止用水が清流復活のときも野火止用水は東大和市からという形になっていますけれども、実際に玉川上水の中の一番の最初につくられた、そして一番長い分水が野火止用水でもあるということから、玉川上水と大変密着した関係にあるわけですから、東大和市自身がこうした呼びかけに積極的にかかわるべきではないかと、そういったことで市の考え方を聞きしたいと思っております。

続きまして、障害者活動の幅広い支援の検討をとということであります。

障害者の芸術活動に対する関心が内外で高まっているところであります。先日も舛添東京都知事も本格的に

支援に力を入れていくと明言しているところでもあります。ちょうど、パリでテロが発生する、そのちょっと前、1週間前ぐらいですか、舛添都知事がパリでそういったことを表明しているのを、私もテレビで拝見しました。実際に、ヨーロッパやアメリカ等、日本の障害者の作品が大変高い評価を受けて、いろいろ注目を浴びているということが、もう数年来続いております。そうしたこともあって、東大和市もやはりこれも積極的にかわっていく必要があるんじゃないか、そのように考えますけれども、市側の考えをお聞きしたいと思います。

2番目として、以前ですね、障害者、とりわけ車椅子利用者のトイレマップというものが、公民館活動の中でつくられた経過があって、それらが各公民館に置いてあったり、市に置いてありました。ただ、これはもう大変以前の話、それこそ20年、30年前の話ですけれども、その後こうしたものが必要性があるんですけれども、実際は今そういったものがないということで、市民の方から何とかならないかという、ちょっと相談も受けました。そうしたことから、東大和市そのもの、直接担当がつかどうかは別にしろ、何らかの形で市が主導して、こういったものをつくっていく必要があるんじゃないか。そのためには、何らかの方策を考えていただきたいということでありますので、ぜひその点での御回答をお願いいたします。

最後に、野良犬・野良猫対策についてであります。

現在ペットブームのあおりで、野良犬や野良猫が急増しているそうです。実際問題、かなりの数の言ってみれば捨て猫なり、そういったまた捨て犬といえますか、いろいろ市内でも見受けられると。ただ、犬に関しては、なぜか余り少ないということは聞いております。逆に、猫が大変捨て猫状態といえますか、そういったものが頻繁にあって、それを一部のボランティアの方が何とか、それを食いとめようといえますか、みずからお金を出して避妊手術をしてあげたりとか、そういうことで、これ以上野良猫が出現するのを防ぐような努力もされているそうです。そうした努力をしている中で、やはり市としても何らかの援助をしてほしいという声も上がっていますし、東大和市としてその辺どのような対策を考えておられるのか、お願いいたします。

この場での質問は以上です。よろしく申し上げます。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、玉川上水を世界遺産にする運動への参加についてであります。平成27年5月に「玉川上水・分水網を世界遺産・未来遺産へ準備会」によるシンポジウムが開催されたことは承知しております。現在までのところ、当市に正式な参加要請等はありませんが、準備会の資料によりますと、平成28年6月に玉川上水・分水網連絡会の設立が予定されているとのことでございます。市といたしましては、近隣の市や団体等の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、障害者の芸術活動についてであります。豊かな想像力で温かさ、優しさを表現していることが評価されて、ヨーロッパを中心に展示会等が開催され、近年では日本の各地でも展示会等を行う活動が広がっております。市内の障害者通所施設の利用者の方の中にも、すぐれた才能を持つ方がいらっしゃることは認識しているところでございますが、基本的には市としては積極的に障害者の芸術活動に対するかわりにつきましては、考えていないところでございます。

次に、車椅子利用者向けの車椅子トイレマップについてであります。近年市内において民間の施設も含めて、多目的トイレ等の障害のある方などへの配慮をしました施設整備が進んでおります。施設のバリアフリー化の状況を市民の方にお知らせするマップについては、障害のある方などが安心して生活をしていく上で大切

なものであると認識しておりますが、現在のところ、市として車椅子トイレマップを作成するという予定はございません。

次に、野良犬や野良猫の対策についてであります。市では動物行政事務のうち、「狂犬病予防法に係る事務」、「犬、猫の避妊・去勢手術の補助事業事務」及び「犬、猫の公示事務」を行っております。今後も適正飼養の普及啓発や、動物の引き取り、収容等の広域的・専門的な役割を担う東京都と連携を図り、適切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) それでは、再質問させていただきます。

まず、玉川上水を世界遺産にする運動への参加をということであります。

まず、この点に関してですけれども、先ほどの市長の答弁でも、そういう動きがあるということで、注視していきたいということでもあります。まず、その中で私とすれば、たまたま東京という、東大和市という、多摩という地形、歴史的な観点もあるのかどうかは別ですけれども、今積極的に地方などでは、例えば天草とか、ああいうところのキリシタンの歴史に関して、世界遺産化しようとか、積極的に各地でいろいろ取り組みを行っている。まだ、そういった登録まで至ってないですけれども、そういう積極的運動が行われています。なかなか世界遺産とか、ちょっと大変大仰なイメージもあるし、直接東大和市とか、多摩とは関係ないかのような形で、余りそういった動きを東京、都内含めて、区内、各市動きはないんですけれども、今こういった動きに関して、担当のほうで、いろいろ見て調べて、市として行政単位で動きが行ったところがあるのかどうか、その辺のことを調べてあったら、ちょっと教えていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○社会教育課長(村上敏彰君) 玉川上水、あと分水網、世界遺産への各自治体の動きでございますが、玉川上水の近隣市ということで、関係する羽村、立川、小平、小金井、武蔵野の各自治体にお問い合わせをさせていただいたところ、現在行政の担当者が具体的に世界遺産に向けての具体的に動きをされているということは伺ってございません。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 現実的には、東大和市も正直言って今の尾崎市長が、いわゆる観光といいますか、市をPRするという観点を持たなければ、なかなか私もこういうことで積極的に質問したかどうか、ちょっと微妙なところもあるんですけれども、やはりどちらかという、この多摩の東京に近い、区内に近い市ほど、余り観光とか、そういうほうに力を入れてないといいますか、そういう傾向が私は見受けられると思っています。ただ、この間例のうまべえのことも一つですけれども、積極的に市をPRということが、ようやく定着を始めていますし、その中である面、東大和市をPRする上でも、この玉川上水に関連して、とりわけ野火止用水の最初の起点が今東大和市になっていますし、一番の分水であるという観点から、積極的に私がかかわって、逆に一番乗りで名乗りを上げてもいいんじゃないかと、これはたまたま東大和市、玉川上水という駅も持っていますから、持っているというのも変ですけれども、いろんな意味で注目もされやすい環境ではあると思っています。そういった観点から、ぜひこういう動きに関して、少なくとも例えばこれからそういった世界遺産にしようという動きがあるならば、そこに積極的にかかわって、少なくとも関心を持っていると。それで、いろいろなことで研究していきたいという姿勢を示しておく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうでしょう。

○社会教育部長（小俣 学君） この玉川上水を世界遺産にということで活動されている方々が、去る本年の8月に東大和市のほうにお越しになられました。その方は、東京の水文化を守る会の方と、あと東大和市の市民の方、お三方でございました。その4人の方で、私のほうもお話を伺ったわけなんですけども、その中では玉川上水を世界遺産にしていきたいんだというようなお話がありましたし、5月に行われたシンポジウムのこともお話をされておりました。

そういう中で、そのときは具体的に、こうしてほしいとか、ああしてほしいとか、そういうお話にはなりませんでしたが、今後いろいろ活動をしていくという中では、行政としても協力してほしいと、そういうお話でございました。来年の6月に、またシンポジウムがあるということも聞いてございますけども、そのときに玉川上水分水網連絡会というのを設立を考えているというようなお話でございました。私どもとしましては、玉川上水の大もとであります羽村市、それから立川市が小平監視所がある立川市ですか、そこがまだ動いていないというのがあったりしていますので、現状としましては、他市の動きなどを参考にといいますか、動向に注視していきたいという考えでございます。あと、また団体の皆さんいらっしゃったときには、お話を聞いて、伺ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時30分 延会